イギリス1984年警察・刑事証拠法期における ホールディング・チャージについて

和 田 進 士

はじめに

第1章 裁判所の判断

第1節 PACE31条,41条4項

第2節 PACE48条

第3節 黙秘権の告知

第4節 ホールディング・チャージ

第2章 学説など

第1節 PACE31条

第2節 PACE37条2項

第3節 PACE41条4項.5項

第4節 PACE42条

第5節 PACE43条,44条

第6節 PACE48条

第7節 留置管理官

第8節 1991年実務規範 C16条 1 項

(後の1995年実務規範 C16条 1 項)

第9節 PACE76条

第10節 ホールディング・チャージ

第3章 考察

はじめに

一般的に,比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し,より重大な犯罪について取調べを含む捜査をする捜査方法のことを,イギリス $^{1)}$,およびイギリ

ス法系の国々 2 においては,ホールディング・チャージ(holding charge (s))と呼んでいる 3 。そしてホールディング・チャージの中でも特に問題となるのが,警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものである 4 。

旧裁判官準則(Judges' Rules)⁵⁾は,被疑者が比較的軽微な罪状で逮捕され身柄拘束中に他の罪状について尋問されるという状況に対して,何ら規定を設けていなかった。しかしながら当該実務は,1928-1929年の警察の権限および手続に関する王立委員会(The Royal Commission on Police Powers and Procedure)(以下,リー委員会(Lee Commission)⁶⁾)において討論され非難された⁷⁾。ただし法律としての強制力を持たない王立委員会の勧告は,裁判官準則に属している準則に伴う訓令(Administrative Directions)という程度のオーソリティーさえ持たなかった。そしてホールディング・チャージを規制する規定は,その後も何ら立法化されることはなかった。そしてこの点について旧裁判官準則の改正が求められていたのにもかかわらず,旧裁判官準則と同様に新裁判官準則⁸⁾はホールディング・チャージ問題を扱っていなかった。不明確さの残るこの点について新裁判官準則が明瞭にしなかったことは,不適切なことであったと言われた⁹⁾。

しかしながら,ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては,1984年10月31日に成立し1986年1月1日から全面施行されている1984年警察・刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984)(以下,PACE) 10 によって法的に規制された。主に,PACE31条(他の犯罪による逮捕) 11 ,37条2項(告発前の留置管理官の義務) 12 ,41条4項(告発までの留置時間の制限) 13 ,48条(警察勾留) 14 によってである 15 。

また尋問を中止しなければならない時点を,1984年実務規範 (Codes of Practice) $^{16)}$ C11条 2 項 $^{17)}$ は規定していた。そして留置管理官の前への引致の時点を,1984年実務規範 C17条 1 項 $^{18)}$ は規定していた。さらに留置管理

官は,逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を告発するに足りる十分な証拠があると判断するときは,告発,または告発することなく保釈により,もしくは保釈によらず釈放しなければならないと,PACE37条 7 項 19 は規定している。そして告発後の尋問の禁止について,1984年実務規範C17条 5 項 20 は規定していた。

その後1984年実務規範 C は,1991年 21 および1995年 22 に改正された。 1984年実務規範 C11条 2 項,17条 1 項,5 項は,それぞれ1991年実務規範 C11条 4 項 23),16条 1 項 24),5 項 25 となり,その後さらに,1995年実務規範 C11条 4 項 26),16条 1 項 27),5 項 28 となった。ここで1991年実務規範 C16条 1 項(後の1995年実務規範 C16条 1 項(後の1995年実務規範 C16条 1 項)は,警察官が,被拘束者を 訴追するのに足る証拠があり,訴追が成功するのに足る証拠があり,かつ その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと思料すると きは遅滞なく,被拘束者をその後被拘束者の告発の是非を検討する責任を 負う留置管理官の前に引致しなければならないとし,さらに人が複数の犯罪について留置されている場合には,上記の条件がすべての犯罪について 充足されるまで留置管理官の前に彼を引致することを遅らせることが可能 であると規定した。

PACE 施行当初は,ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては,主に PACE31条,37条2項,41条4項,48条によって法的に規制されると考えられていた²⁹⁾。しかしながら上に示したように,当初考えられていたそれら規制の大枠に逆行するような実務規範の改正といった事態も生じることとなった。そこで本稿ではこれら条項を巡る PACE 施行後の実態について,裁判所の判断および学説などを整理することによって明らかにしていくことにしたい。そしてより重大な犯罪についての「取調べ」を目的としたホールディング・チャージが PACE 期においてどのように規制されているのかを明らかにするのが,本稿の目的である。

1) 本稿では,イングランドおよびウェールズを意味するものとする。

2) たとえばオーストラリアでは、刑事控訴院はホールディング・チャージを黙認していた [David Dixon, Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, 1997, at 186] が、ホールディング・チャージは遺憾に思われる [Mark Aronson and Jill Hunter, Litigation: evidence and procedure, 5th ed., 1995, at 226-227], ホールディング・チャージといったテクニックは実際上止めさせられなければならない [Mark Findlay, Stephen Odgers and Stanley Yeo, AUSTRALIAN CRIMINAL JUSTICE, 2nd ed., 1999, at 48] といったことが言われていた。そして刑事司法委員会 (Criminal Justice Commission) も、ホールディング・チャージは逮捕権限の乱用を含んでいるとした [Criminal Justice Commission, CRIMINAL JUSTICE COMMISSION REPORT ON A REVIEW OF POLICE POWERS IN QUEENSLAND VOLUME IV: SUSPECTS' RIGHTS, POLICE QUESTIONING AND PRECHARGE DETENTION, 1994, at 667]。

スコットランドについては、参照, Gerald H. Gordon, CRIMINAL PROCEDURE ACCORDING TO THE LAW OF SCOTLAND by ROBERT WEMYSS RENTON and HENRY HILTON BROWN, 5th ed., 1983(-1996), at 41.

- 3) 参照, Bryan A. Garner (ED.), Black's Law Dictionary, 7th ed., 1999, at 737.
- 4) 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・ チャージについて」立命館法学278号1074頁(2001年)。
- 5) 旧裁判官準則期については、参照、拙稿「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学273号2092-2155頁(2001年)。
- 6) 当該委員会の委員長は,リー委員長 (The Right Hon. Viscount Lee of Fareham, G. C. S. I., G. B. E., K. C. B. (Chairman)) であった。
- Report of the Royal Commission on Police Powers and Procedure (Cmd. 3297), 1929, para.
 160.
- 8) 新裁判官準則期については、参照、拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学277号791-846頁(2001年)。
- 9) 拙稿・前掲註(8)795-796頁。
- 10) 1984 c. 60.
- 11) 参照, 拙稿・前掲註(4)1142頁。
- 12) 参照, 拙稿・前掲註(4)1145頁。
- 13) 参照, 拙稿・前掲註(4)1142頁。
- 14) 参照,拙稿・前掲註(4)1146頁。

児童および青少年の事件については、1969年児童および青少年法(Children and Young Persons Act 1969)23条 5 項(1969 c.54, at 1506)によって24時間の警察勾留が可能であった(P. J. Rowe and S. J. Knapp, Evidence and Procedure in the Magistrates' Court, 3rd ed., 1989, at 23-24; Richard Card and Richard Ward, THE CRIMINAL JUSTICE AND PUBLIC ORDER ACT 1994, 1994, at 320 。その後当該規定は、1980年治安判事裁判所法(Magistrates' Courts Act 1980)附則第7(1980 c. 43, at 965)によって改正された。そしてさらに1991年刑事裁判法(Criminal Justice Act 1991)60条(1991 c. 53, at 1372-1375)によって、1969年児童および青少年法23条 5 項は23条14項となった(参照,John Sprack、

Emmins on Criminal Procedure, 8th ed., 2000, at 102; A. T. Draycott and A. P. Carr (ED.), STONE'S JUSTICES' MANUAL 2000, 132nd ed., VOL. 1, 2000, at 2476. 横山潔「1991年刑事裁判法本文」外国の立法33巻 2 号87頁 (1994年)]。

15) 拙稿・前掲註(4)1075-1076頁。

PACE によるホールディング・チャージの規制状況については,参照,拙稿・前掲註(4)1131-1136頁。

留置について,参照, L・H・リー(堀田牧太郎訳)「イギリス法における被疑者の留置中の取扱いと取調べ」法律時報64巻1号61-66頁(1992年),大出良知「連載・イギリス刑事手続見聞記 警察の留置場からこんにちは」季刊・刑事弁護9号33-37頁(1997年)など。

弁護人について,参照,庭山英雄「イギリスの当番弁護士制度」香川法学7巻3・4号 389-408頁(1988年), 村岡啓一「英国の当番弁護士制」週刊法律新聞948号2頁(1989年), 上石圭一「イギリス当番弁護士制度の光と影」法学セミナー446号58-61頁(1992年),小 山雅亀「走り続ける当番弁護士」法学セミナー453号64-65頁(1992年), 上石圭一「起訴 前弁護活動に対するイギリス当番弁護士制度の含意(1) (2 完)」 六甲台論集39巻 3 号 183-191頁, 4号92-100頁(1992-1993年),村井敏邦「刑事弁護の歴史と課題」自由と正 義44巻 7 号11-13頁 (1993年), ジョン・ボールドウィン (上石圭一訳) 「警察署における 法的代理人の役割」判例時報1475号12-28頁(1994年),高田昭正「被疑者取調べの変革を 目指して」現代法律実務の諸問題 平成6年版 597-602頁(1995年),庭山英雄「電話助 言はどのように行われているか」季刊・刑事弁護 5 号59-65頁 (1996年), エド・ケープ (庭山英雄訳)「イギリスにおける警察当番弁護士制度」専修法学論集67号77-91頁(1996 年), 鯰越溢弘「続イギリス法幻視考連載第6回」狭山差別裁判274号32-34頁(1996年), ジョン・ボールドウィン(四宮啓訳)「警察取調べの録音と警察署における弁護人の役割」 自由と正義48巻10号14-25頁(1997年), ジョン・ボールドウィン(四宮啓訳) 「イングラ ンドとウエールズにおける警察の録音と警察署における弁護人の役割」季刊・刑事弁護12 号42-50頁(1997年)など。

留置管理官について,参照,鯰越溢弘「続イギリス法幻視考連載第5回」狭山差別裁判 273号31-33頁(1996年),大出良知「連載・イギリス刑事手続見聞記 留置と被疑者の権利」季刊・刑事弁護12号58-62頁(1997年)など。

他,参照,レオナルド・H・リー(鯰越溢弘訳)「イングランドおよびウェールズの刑事手続における警察の役割について」法政理論19巻4号173-191頁(1987年),A・C・ジョーンズ(江尻隆=南方暁訳)「イギリス警察における捜査制度の改革」自由と正義44巻8号142-156頁(1993年),小島吉晴「英国の刑事司法制度の特徴」法律のひろば50巻6号46-60頁(1997年),鯰越溢弘「続イギリス法幻視考を読みなおす1-2」狭山差別裁判282号34-39頁,283号34-39頁(1997年),Sunny Cheung Man Kwan「香港における逮捕手続の比較法的検討」岡山大学大学院文化科学研究科紀要13号136-115頁(2002年)など。

16) PACE に基づき、A警察官による停止および捜索の権限の行使に関する実務規範、B 警察官による家宅などの捜索および人の身体または家宅などで発見した財物の差押えに関 する実務規範、C警察官による人の留置、処遇および取調べに関する実務規範、D警察官 による人の識別に関する実務規範,EF-J録音に関する実務規範が発せられている。なおこれら実務規範はPACE60条 [1984 c. 60, at 2794-2795], 66条 [1984 c. 60, at 2800] に基づいて所管大臣が制定するものであるが,その制定過程においては草案を公表しこれに対する意見を考慮しなければならず,また草案を国会の両院に呈示しなければならないとされ,国会に呈示後,制定法的命令(法律により委任された命令)の形式で公布できるが国会の承認が得られるまでは施行できない(ただし国会議員は草案に対して意見を述べることはできるが,その修正を提案することはできない)。すなわち法律におけるよりは限定されているが,実務規範が効力を有するには立法府の関与が必要とされている〔森雅仁「英国における捜査手続」」捜査研究464号57-58頁(1990年))。なお,新しい実務規範(恐らく実務規範F)が取調べのビジュアル・レコーディングについて規定され,そして2001年刑事司法・警察法(Criminal Justice and Police Act 2001)を受けて実務規範Bおよび D が 改正 されるようである [P. J. Richardson (ED.)、ARCHBOLD 2002 FIRST SUPPLEMENT TO THE 2002 EDITION、2002, at 75; SECOND SUPPLEMENT TO THE 2002 EDITION、2002, at 155 L.

実務規範は法律そのものではなく,法律よりは下位の規範である〔マイケル・ザンダー(江尻隆 = 戸塚悦朗訳)「英国司法制度の改革 マイケル・ザンダー教授のプレゼンテイション」自由と正義43巻2号152頁(1992年)〕。実務規範は直接の拘束力を持たないので,警察の違反も必ずしも不利な結果をもたらさない。しかしそれら違反は,裁判所が証拠排除するか否かを考える際に考慮される。そして実際に裁判所は,それら違反を非常に重要な要素として扱っているようである。これは明らかに警察の規範順守のインセンティブとして働く〔ケーブ・前掲註(15)79頁〕。

そして実務規範 C は , 1991年と1995年に改正された [ボールドウィン・前掲註(15) 自由と正義15頁 , ボールドウィン・前掲註(15) 季刊・刑事弁護43頁]。またその後の条項の追加などについては , 参照 , Phil Huxley and Michael O'Connell (ED.), Blackstone's Statutes on EVIDENCE, 6th ed., 2001, at 169-171; Richardson (ED.), id. at 92-93; at 176-177 など。

参照, Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 7th ed., 1996, at 103-104; 8th ed., 1999, at 111-112. 渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(一) (四・完)」判例タイムズ595号18-30頁, 596号22-25頁, 597号26-30頁, 599号24-25頁(1986年), 美奈川成章「DAVID BROWN 氏を囲んで」英国当番弁護士制度視察報告書54-55頁(1991年), 森雅仁「英国における捜査手続」」捜査研究472号80-81頁(1991年), 稲田隆司「市民による起訴前身柄拘束状況の監視 イギリスのレイ・ビジター(Lay Visitors)制度について」熊本法学91号15 16頁(1997年), 今野耿介「英国警察近代化の軌跡(上)」警察学論集51巻4号112頁(1998年)など。

- 17) 参照, 拙稿・前掲註(4)1149頁。
- 18) 参照, 拙稿・前掲註(4)1147頁。
- 19) 参照, 拙稿・前掲註(4)1144頁。
- 20) 参照, 拙稿・前掲註(4)1147頁。
- 21) 1991年の改正については、参照, Anne Grosskurth, PACE at the police station, LEGAL ACTION, November 1989, at 7; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, A

flawed code-1, NEW LAW JOURNAL, March 9, 1990, at 320-322; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, The questioning code revised and the flaws which persist-2. NEW LAW IOURNAL, March 16, 1990, at 369-371; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, The questioning code revised and the flaws which persist-3, NEW LAW JOURNAL, March 23, 1990, at 407-409; The Independent, July 10, 1990 (LEXIS); David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, Nearly there on the Questioning Code?, NEW LAW JOURNAL, November 9, 1990, at 1575-1579; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, Nearly there on the Questioning Code?-2, NEW LAW JOURNAL, November 16, 1990, at 1615-1617; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, Nearly there on the Questioning Code-3, NEW LAW JOURNAL, November 23, 1990, at 1656-1658; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, Nearly there on the Questioning Code-4, NEW LAW JOURNAL, November 30, 1990, at 1693-1694; H. C., Hansard, Second Standing Committee on Statutory Instruments, & c., 11 December 1990, cols 3-18; H. L., Hansard, 13 December 1990, cols 624-638; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, The Questioning Code Revamped [1991] Crim. L. R. 232, at 232-251. ザンダー・前掲註(16)147 頁, 当番弁護士制度研究会「警察署における被疑者への助言と援助及び24時間当番弁護士 制度」自由と正義44巻7号62-60頁(1993年)。

- 22) 1995年の改正については、参照, Home Office, POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 CODES OF PRACTICE DRAFT REVISIONS FOR CONSULTATION, 1994, at 25-71; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, Questioning and Identification: Changes under P. A. C. E. '95 [1995] Crim. L. R. 356, at 356-370.
- 23) 「1991年実務規範C11条4項 犯行について人に取調べを含む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するに足る証拠があると信じるときには、速やかに、さらに述べることがあるのかについてその者に尋ねなければならない。もしもその者がさらに述べることはないことを示すのであれば、その警察官はその犯罪について彼を尋問することを遅滞なく止めなければならない。......」【Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 58】。
- 24) 「1991年実務規範C16条1項 警察官が、被拘束者を訴追するのに足る証拠があり、訴追が成功するのに足る証拠があり、かつ、その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと思料するときは遅滞なく(かつ次のことを条件として)、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならない。人が複数の犯罪について留置されている場合には、上記の条件がすべての犯罪について充足されるまで留置管理官の前に彼を引致することを遅らせることが可能である(ただし、参照、11条4項。……」(Id. at 66-67)。
- 25) 「1991年実務規範 C 16条 5 項 ある犯行で告発されたか,その犯行を理由に訴追されるかもしれないとの告知を受けた後は,その犯行に関する尋問を被拘束者にしてはならない。ただし,第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため,または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合,または告発の後,もしくは訴追されるかもしれない旨を告知された後に判明した犯行

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

に関する情報につき尋問し、それについてコメントする機会を与えることが司法の利益に合する場合は、その限りではない。かかる尋問をする前に被拘束者には10条4項の文言で黙秘権を告知しなければならない。「参照、注記16A Iv [Id. at 67]。

- 26) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60(1)(a) and s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION. 1995. at 53-54. 1991年実務規範C11条4項と同じ内容である。
- 27) Id. at 63. 1991年実務規範C16条1項と同じ内容である。
- 28) 「1995年実務規範 C 16条 5 項 ある犯行で告発されたか,その犯行を理由に訴追されるかもしれないとの告知を受けた後は,その犯行に関する尋問を被拘束者にしてはならない。ただし,第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため,または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合,または告発の後,もしくは訴追されるかもしれない旨を告知された後に判明した犯行に関する情報につき尋問し,それについてコメントする機会を与えることが司法の利益に合する場合は,その限りではない。かかる尋問を被拘束者に対してする前に,何も言う義務はないが供述すれば証拠として提出されることがあると警告しなければならず,かつ,上記6条5項に従って法的助言への権利に気づかせなければならない。[参照,注記16 A] [[Id. at 64]。
- 29) 拙稿・前掲註(4)1076頁。

第1章 裁判所の判断

第1節 PACE31条,41条4項

PACE31条は複数の犯罪に関連して警察署に居る者の状況について規定しており、もしも第2の犯罪についてその人を逮捕する理由が存在するのであれば、その人は再び告知されなければならないということを規定している。その人が観念的に再び逮捕される時点において、その人はそのように告知されなければならない¹⁾。ルイス対サウス・ウェールズ警察警察本部長事件判決²⁾において、バルコンベ控訴院裁判官(Balcombe L. J.)は、次のように判決した。

「そのことは、」「弁護人もわれわれに参照させた1984年法(PACE 筆者)31条と完全に一致していると私には思われる。」「その条項において『この犯罪によりその者を逮捕しなければならない』という言葉は、その人の身柄を拘束することや彼の自由を彼から奪うことを明ら

かに意味しない。その条項のまさしくその定義するところによれば,彼は既に逮捕されそして彼の自由を奪われているが,彼は第2の犯罪について逮捕され得るということである。それは,『あなたは犯罪(A)はもちろん犯罪(B)についても身柄を拘束されている』と言うにすぎないことを行うことを熟考していると私には明確に思われる。それが(PACE 筆者)31条の逮捕が熟考していることであると私には思われるものである。」³⁾

また控訴院は、嫌疑をかけられた者を釈放してすぐに再び逮捕すること をこの規定は妨げると論じたが、直ちに逮捕する義務を警察官に課すもの ではなく,釈放が差し迫る時点まで逮捕を遅らせてよいとも論じた⁴)。サ ミュエル事件判決⁵⁾において、1986年8月6日に上訴人は武装強盗の嫌疑 で逮捕された。彼はレディーウッド(Ladywood)警察署へと引致され, 午後2時に到着した6)。7日午前9時43分と午後12時の間において、上訴 人は取調べられた。上訴人は強盗への関与については再び否認したが,2 件の不法目的侵入について自白した。その後取調官らはそれら2件の犯罪 について上訴人を逮捕した。午後1時に,武装強盗に関する証拠獲得のた めに告発は遅らされ、4時間後に審査されることが留置記録に記載された。 午後4時30分に、上訴人は2件の不法目的侵入について告発された。午後 4時45分にソリシターが警察署に電話した際に,不法目的侵入について上 訴人は告発されたが、上訴人はいまだソリシターへのアクセスを許されて いなかったと告知された。午後5時22分と40分の間において,上訴人は再 び取調べられた。この取調べにおいて、上訴人は強盗について自白した。 午後6時20分に,上訴人は強盗について告発された。午後7時25分に,ソ リシターは警察署を訪れ上訴人と接見した⁷⁾。

ホジソン裁判官 (Hodgson J.) は, PACE31条について次のように判決した。

「(PACE 筆者)31条(b)における仮定法は、『その逮捕からの釈放』 の差し迫った可能性を意味していることは明らかであると当裁判所に は思われる。当該条項の明らかな目的は,嫌疑をかけられた犯人を釈放して直ちに再び逮捕することを妨げることであると,当裁判所には思われる。また当該条項は,直ちに逮捕する義務を警察官に課していない。彼の釈放が差し迫った」「時点まで彼を逮捕することを警察官が遅らせることを妨げるであろうものを,われわれは当該条項において見ない。」8)

また重大な逮捕可能犯罪について留置中に,他の犯罪について告発するのに足る証拠を警察が入手する場合,PACE42条 1 項 9 の下で告発することなく留置することが可能であるという主張 10 に対して,次のように判決した。

「われわれはこの議論を受け入れることはできない。われわれの判決において,(PACE 筆者)42条は留置の継続の許可を扱っており,かつそれだけを扱っており,告発するのに足る証拠を警察が持つところで人を告発することを遅らせる権限を警察に与えていない。」¹¹⁾

そして最終的にこの事件判決では不法目的侵入についての告発後,ソリシターへの相談は禁止されるべきではなく,そういったことなどを理由に強盗罪についての有罪は破棄された¹²⁾。

このようにサミュエル事件判決では比較的軽微な余罪について PACE31 条での逮捕が問題となった一方で,デービソン事件判決¹³⁾では比較的重大な犯罪について PACE31条での逮捕が問題となった。デービソン事件判決において,1986年 8 月29日午前 6 時25分に,被疑者は武装強盗で得られた指輪についての贓物関与罪で逮捕された。午前 7 時に,警察署に到着した。その時点で被疑者は,ソリシターを要求しなかった。午前 9 時12分と10時25分の間において,被疑者は指輪の贓物関与罪について取調べられた。その取調べの終わりの時点で,警察は指輪について被疑者に不利な証拠を持っていなかった。午前11時までに警察官らはそのことを考える機会を持っており,直ちに被疑者を釈放するべきであったと,事実審理裁判官は判決した。その後については当該留置は合法ではなかったと,事実審理裁

判官は考えた。留置管理官は、その段階においてその状況について知らさ れていなかった。そこでは警察留置の制限に関するPACE34条14)および告 発前の留置管理官の義務に関する PACE37条¹⁵⁾違反があった。午後 1 時15 分に,留置延長が許可された。午前10時25分と午後3時の間において,金 の延べ棒に関係する重大な武装強盗に被疑者が関係していたことを、警察 官らは知った。午後3時に、ソリシターへのアクセスを遅らせかつ外界と 遮断し続けるように警察官らは警視に許可を求めた。午後4時26分に,被 疑者は金の延べ棒強盗への関与を認めた者と対面させられた。その後,警 察官らと被疑者の間で会話があった。被疑者は,金の延べ棒強盗を含む2 件の事件について尋問されていると告知された。被疑者はその犯罪につい て逮捕されておらず,それゆえ PACE31条違反であった。午後5時10分に, 被疑者は取調べられた。被疑者はソリシターを要求したが、アクセスは許 されなかった。その後被疑者は自白し、午後8時に取調べが終了した際に 被疑者は妻に電話をすることとソリシターへのアクセスを許された16)。中 央刑事裁判所のクーム裁判官 (His Honour Judge Coombe) は,次のよう に判決した。

「D(デービソン 筆者)は、金の延べ棒強盗に関係するはるかにより重大な犯罪では1度も逮捕されなかった。訴追側は」「(PACE 筆者)31条に違反していた。それは単なるテクニカルな違反ではなかった。D(デービソン 筆者)は彼の権利に気づかせられなければならなかったであろう。もしも彼が適切な時点でその逮捕について告知されていたのであれば、彼はその後ソリシターを要求していたかもしれなかった。」「ソリシターを準備し損なうことは圧迫(oppression)を結果しなかったが、第1の取調べが終わった後においてD(デービソン 筆者)は不法に留置されており、そして金の延べ棒強盗について彼を完全に逮捕し損なっていた。警察権限は『不法な方法で行使』されており、それゆえ結果として圧迫になる可能性があった。」「第1の取調べの終了後のすべての証拠は、(PACE 筆者)76条¹⁷⁾の下で許

容されないものとして排除されなければならない。」¹⁸⁾

その一方で,被疑者が 1 つの犯罪で逮捕下にあるが他の犯罪について彼を逮捕するのに足る証拠がない場合に,黙秘権が告知され,かつ立会いのソリシターを持つ権利について助言されるのであれば,第 2 の犯罪について被疑者は尋問され得た 19 。

また1976年ドメスティック・バイオレンスおよび婚姻訴訟手続法 (Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976)の差止命令による逮捕は、PACE31条の犯罪による逮捕には該当しない。しかしながら同じ行為が犯罪による逮捕権限と差止命令違反による逮捕権限の両方を生じさせていた場合、第2の逮捕を遅らせることでその期間を延長することは立法趣旨に反していたとされた²⁰⁾。ウィールドン対ウィールドン事件判決²¹⁾において、1996年12月10日にウィールドン氏(Mr Wheeldon)は傷害の嫌疑で逮捕されたと告知され、その後警察署へと引致された。午後5時19分に、ウィールドン氏は傷害で告発されず暴行で告発され、そして保釈された。しかし保釈後直ちに、差止命令違反を理由に再び逮捕されたのであった。11日午前8時55分に、県裁判所に引致され釈放された²²⁾。ウルフ裁判官(Lord Woolf MR)は、次のように判決した。

「1984年警察・刑事証拠法41条の規定について検討がなされる際に, (PACE 筆者)31条の理屈は明らかとなる。その条項において述べられたコンディションを条件に人は24時間身柄を拘束されるだけであるべきであるという政策を,その条項は明らかに確立している²³⁾。もしも人を逮捕しそれから釈放し直ちに再び逮捕することで警察が24時間の期間を再び流れる時計をスタートさせることができたなら, (PACE 筆者)41条に含まれた告発までの留置時間の制限を警察は潜脱できた。(PACE 筆者)31条は」「そのハプニングを妨げる。」²⁴⁾またウォード控訴院裁判官(Ward L. J.)も,次のように判決した。

「1984年警察・刑事証拠法31条および41条4項は」「このような事件における留置時間を24時間に制限していることから、」「この事件にお

いて警察によって採用された実務は私が承認するものではない。その 状況が明らかに2つの逮捕理由を示す場合に,彼は最初の逮捕の24時 間以内に処理されかつ裁判所の前に引致されることをその精神は要求 している」「。」²⁵⁾

ただしこの事件では PACE31条は適用されないとされた²⁶⁾。

第 2 節 PACE48条

PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法 (Magistrates) Courts Act 1980) 128条 8 項(a)および(c)について,次のような裁判所の判 断があった。ベイリー事件判決²⁷⁾において,1990年5月29日に第1の強盗 があった。そして6月4日に,2件の強盗があった。同夜遅くに,ベイ リー(Bailey)とサミュエルズ(Samuels)は逮捕された。5日に,スミ ス (Smith) が逮捕された。 5 日と 6 日に,上訴人であるベイリーとスミ スはソリシターの立会いの下で長々と取調べられた。そしてベイリーは5 回取調べられた。上訴人らは,黙秘権を行使した。6日午後に,上訴人ら は1990年1月1日から6月5日にかけてのノッティンガム(Nottingham) 地域における強盗への共謀で告発された。上訴人らと他の身柄拘束中の3 人の被疑者らが嫌疑をかけられていた,約12件の強盗が存在していた。6 月7日に、捜査担当のウォーバートン刑事主任警部(Det Chief Insp Warburton)は,勾留房の1つに盗聴器を設置する許可を副警察本部長に 要求しそれを獲得した。8日に,盗聴器が設置された。同日,上訴人らと サミュエルズは治安判事裁判所に出廷した。同一性識別パレードを目的と して、警察勾留が請求された。しかし警察勾留の別の目的は、盗聴器の設 置された勾留房に上訴人らを入れることであった。8日午後に,上訴人ら は警察署に戻った。そして盗聴についての上訴人らの疑いをかわすために, 捜査官らは同じ勾留房に上訴人らが入ることに反対であったが非協力的な 留置管理官によってそれが強要されたというふりをした。そして上訴人ら は,勾留房において罪を認める会話をなした²⁸⁾。事実審理において,勾留

房でテープ録音された会話を PACE78条 1 項²⁹⁾の下で排除するように事実審理裁判官は自由裁量を行使するべきであったと,上訴人らは主張した。しかし事実審理裁判官は,それを許容した。そして上訴人らは有罪となった。そしてテープ録音された会話の証拠は不正に認められたことを特に理由にして,上訴人らは上訴したのであった³⁰⁾。 2 つの論点があった。第 1 に,警察勾留はそれ自体が1980年治安判事裁判所法,PACE,実務規範に違反するなど複数の点で不法であったということ。第 2 に,なされた策略がたとえ法律や実務規範に直接違反しなくとも,それら規定とさらには黙秘権を弱めているのだから許容できる証拠ではないということであった³¹⁾。第 1 の論点に関連してサイモン・ブラウン控訴院裁判官(Simon Brown L. J.)は,PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法 128条 8 項(a)について次のように判決した。

「議論は(1980年治安判事裁判所法 筆者)128条8項(a)の『他の犯罪』という言葉の範囲に向けられる。こういった言葉は既に告発された犯罪にまったく関連しない犯罪にのみ及ぶように限定的に解釈され得ると、ウッド氏(Mr Wood)(スミスの弁護人 筆者)は主張している。ここにおけるように、被告人が既にそれ自身が複数の個々の強盗を包含する傾向のある強盗の共謀罪で告発されているところで、それら個々の強盗は当該条項の意味において『他の犯罪』として適切にみなされ得ない(ということであった 筆者)。われわれは同意できない。われわれの判決においては、主張されている方法で当該規定を解釈することは単に不必要であるというだけではなく、まったく不自然であろうと言うに留めておこう。3³²⁾

「(また 筆者)われわれの判決において,他の犯罪についての取調べを含む捜査の目的で被告人が警察署に留置される必要性が存在しているのかという問題にまさに直接関係することは何でも治安判事らは話されるということを,1980年(治安判事裁判所 筆者)法128条8項(a)は要求しているにすぎない。」「したがって,これらの者達が特定

の強盗に関して確認され得たのかを見るために同一性識別パレードをするという警察の要望以上のものを治安判事らに示すことは,必要でもないし適切でもなかった。また被告人のソリシターらを誤った方向に導くという問題もなかった。すなわち,被告人の房に盗聴器を仕掛ける警察のプランを彼らに告知する積極的な義務下に警察はなく,そして」「彼らは虚偽の情報を与えられてはいなかった。」³³⁾

また PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法128条 8 項 (c)に関連して,次のように判決した。

「1980年治安判事裁判所法128条 8 項(c)および1984年警察・刑事証拠法39条³⁴⁾の結合した効果に従って被告人の警察勾留に続いて明らかに作用する規定である1984年法(PACE 筆者)36条 5 項³⁵⁾違反がここではあったと,ウッド氏は主張している。」「(しかし 筆者)彼(留置管理官 筆者)が捜査官らとなした方法での協力を法的に禁じられているとして留置管理官をみなすことは,われわれにはまったく非現実的であるように思われる。すなわち,彼(留置管理官 筆者)はそれによって彼の職務を奪うことを彼ら(捜査官ら 筆者)に許していなかった。またわれわれは,(1991年実務 筆者)規範C8条1項³⁶⁾違反があったということを受け入れていない。」³⁷⁾

次に第2の論点について,ベイリーの弁護人であるメリーリーズ氏 (Mr Merrylees)は次のように主張した。上訴人らは取調べにおいて黙秘 することを選択した。そして上訴人らは告発された。1991年実務規範C16 条5項によって,警察はさらに尋問することはできなかった。しかし盗聴された勾留房に上訴人らを一緒に入れ,かつ盗聴されていないと信じさせることによって話をするように罠を仕掛け,実際に警察に話すような形になったのであった。これら自白は任意のものとしてみなされ得なかった³⁸⁾。そしてこの主張に対して,次のように判決がなされた。

「この議論をわれわれは受け入れることはできない。もちろん関連する時点においてこれら被告人は,さらなる警察尋問の対象には適切に

はなり得なかった。しかし彼らがそうすることを選んだ場合に,お互いに罪を負わせるように話す機会から彼らが保護されなければならなかったと言うのではない。任意にお互いに話をしていることと警察に不本意な供述をしていることとを等しいと考えようとしている点で,われわれの判決においてメリーリーズ氏の論証は崩れる」「。」³⁹⁾

また PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法128条 8 項 (b)について,次のような裁判所の判断があった。ペンリス裁判所事件判 決⁴⁰⁾において,申立人はペンリス(Penrith)で犯された不法目的侵入罪 で告発され、ペンリス裁判所の前に出廷した。ノッティンガムとノー フォーク(Norfolk)で犯された犯罪について取調べるための訴追側によ る警察勾留の請求に従って,1980年治安判事裁判所法128条7項41)の下で ノッティンガム治安判事裁判所に出廷するよう, 申立人は警察勾留された。 その3日間の中で、ペンリスの不法目的侵入について再び告発され、そし てノーフォークの不法目的侵入およびカーディフ(Cardiff)その他での不 法目的侵入への共謀についてさらに告発されつつ, 申立人はノッティンガ ム裁判所に出廷した。ノッティンガム地域で発生していない犯罪を取扱う 管轄権をノッティンガム裁判所は持たず、申立人はペンリス裁判所に戻さ れるべきであることが、ノッティンガム裁判所の前で争われた42)。その後 申立人は、ノッティンガム治安判事裁判所に彼を勾留するペンリス裁判所 の決定などを破棄することを要求しつつ、司法審査手続を開始した43)。 ノーラン裁判官 (Nolan J.) 44) は,次のように判決した。

「ペンリスの裁判所は,警察署に3日間を超えない期間M(申立人筆者)を勾留する権限を彼らに与えた1980年治安判事裁判所法128条7項の下でM(申立人 筆者)を勾留した。しかしながら(1980年治安判事裁判所法 筆者)128条8項(b)は,彼を投じた治安判事裁判所,すなわちペンリスにM(申立人 筆者)が戻らされることを要求していた。」「ペンリス裁判所は,ノッティンガム治安判事裁判所に彼を勾留する権限を持っていなかった。」⁴⁵⁾

また PACE48条と法的助言を受ける権利についての PACE58条⁴⁶⁾との関係について,次のような裁判所の判断があった。サウス・ウェールズ警察本部長事件判決⁴⁷⁾において,ラルフ・ギブソン控訴院裁判官(Ralph Gibson L. J.) は,次のように判決した。

「告発後の最初の裁判所への出廷において,身柄拘束中の者に関して(PACE 筆者)58条の規定はいつでも適用されないという主張は受け入れることはできないと私は考える。すなわちこのような出廷は(PACE 筆者)46条⁴⁸⁾の下で生じるかもしれず,そして通常は他の犯罪についての尋問を許すためのものであると私が理解する(1984年法(PACE 筆者)48条によって追加されたような)1980年治安判事裁判所法128条7項の下で彼は警察署での留置に投じられるかもしれない⁴⁹⁾。」「このような状況においてはもちろん捜査手続は継続するであろうし,このような勾留の下で警察署において身柄拘束中,(PACE 筆者)58条1項⁵⁰⁾の規定は明らかにこのような者に適用されるであろう。」⁵¹⁾

第3節 黙秘権の告知

黙秘権を告知 52 する義務への違反は被疑者への権利侵害を結果しなかったという裁判所の判断があった 53 。オニ事件判決 54 において,オニ (O ni)が大麻入りのタバコを自動車から投げ捨てたのを目撃した警察官が,オニにそれが大麻であるのかを尋ねた。そしてオニがそれを肯定した際に,警察官は黙秘権を告知した。約2分後に,警察官はヘロインと現金の入った手提げ袋を車中において発見した 55 。 B級薬物単純所持というよりも供与目的でのA級薬物所持の犯罪について嫌疑をかける合理的な理由をその発見が与えたのにもかかわらず,さらに黙秘権が告知されるということはなかった 56 。2度目の黙秘権の告知なしに得られた返答は1984年 57)実務規範 C 10条 1 項 58 および 5 項 59 に違反し,PACE78条の下で排除されるべきであると,オニは主張した。しかし事実審理裁判官はその証拠を許

容し,オニは供与目的でのヘロイン所持で有罪となった。事実審理裁判官はその証拠を排除するべきであったことを理由に,上訴がなされた 60)。控訴院刑事部 61 は,次のように判決した。

「予備尋問において (オニ 筆者)は証拠を与えず,そのことは彼が2度黙秘権を告知されなかったことによって害されなかったことを証明していた。そして」「第1の黙秘権の告知と逮捕に伴う黙秘権の告知の間では,わずか2分が経過したにすぎなかった⁶²⁾。」「大麻タバコについて尋問中になされた黙秘権の告知は,後の尋問をカバーしそうであった。規範違反はなかった。」⁶³⁾

またオ二事件判決と同じような⁶⁴⁾ポール事件判決⁶⁵⁾において、上訴人は 盗んだクレジットカードの使用による詐欺への共謀について逮捕され、黙 秘権を告知され,そして告発された。上訴人は保釈されたが⁶⁶⁾,1989年11 月23日に警察は保釈違反について上訴人を逮捕し、他の11月11日の犯罪の 嫌疑でも逮捕した。上訴人は逮捕後警察署へと引致され、まったく適切に 黙秘権を告知された。午後3時45分に,上訴人は取調べられた。その際に 1989年11月11日の詐欺未遂について尋問すると告知され、それから黙秘権 を告知された。それは適切な黙秘権の告知であり、またそれが11日の犯罪 についての尋問に向けられていたことは明らかであった。またソリシター の立会いなしに取調べられることに、上訴人は同意していた。それから上 訴人は11日の犯罪について尋問された。約15分後に捜査は終了した。それ から既に告発されていた犯罪についての尋問が始まった。ここで上訴人が ソリシターの立会いを望まないことが、確認された。既に告発されていた 事件について取調べはできないが,上訴人は任意に供述した⁶⁷⁾。それが午 後4時20分であった。午後4時35分に,上訴人は手書きで供述調書を書き 始めた。上訴人は,午後6時25分まで書き続けた。15分間休憩し,それか ら供述の他の本質的な部分を書いた。午後7時以降,恐らく午後8時近く にそれは終了した。その供述は他の共同被告人に責任を押し付けるもので あったが,彼自身の有罪についても認めてしまっていた。午後8時05分に, 上訴人は黙秘権を告知され取調べられた。午後 8 時15分に,それは終了した $^{68)}$ 。グライドウェル控訴院裁判官(Glidewell L. J.)は,次のように判決した。

「彼ら(刑事ら 筆者)は、彼らにとって恐らくまったく目新しいシチュエーションに直面させられていた。」「彼(上訴人 筆者)は彼が供述調書を書くたった約30分前に、オゥッズィリクロー刑事(D. C. O'Driscoll)が彼に尋問していた事件(1989年11月11日の事件 筆者)について黙秘権を告知されていたことから、さらに黙秘権を告知することの必要性は単純に彼らに生じなかったのかもしれない。」「(しかし 筆者)ほとんどの状況において黙秘権の不告知は重要であることに結び付けられる。」「(それでは 筆者)事実審理裁判官は(PACE 筆者)78条の下でこの供述を排除するべきであったのか?」「彼は明らかに不十分に黙秘権の告知を受けていた。」「(しかし 筆者)いずれにしても誤った防御感覚であるとかその類のものへと彼が誤解へ導かれたとか寝かしつけられたとは、われわれは絶対に考えることはできない。」「その供述は適切に許容された。」「⁶⁹⁾

しかしその一方で,被疑者を尋問する前に捜査の本当の性格に被疑者が気づくことを警察は確実にしなければならないといったことが1995年実務規範C10条1項⁷⁰⁾の趣旨であるということが言われた。この要件が充足される場合にのみ,法的助言を利用するのかどうかについて,およびどのように尋問に答えるのかについて被疑者は有意義な判断をすることができる。同じ事件から生じている重大さの異なるレベルの複数の犯罪で人を逮捕する理由が存在している場合に,比較的軽微な犯罪についてだけ逮捕と尋問をして,不利な返答がなされてから捜査はより重大な犯罪にも関係していることを明らかにすることは不法かつ不公正であるということが言われた⁷¹⁾。

カーク事件判決⁷²⁾において,1996年10月8日午後9時52分に不法目的侵入があった。さらに午後11時頃に強盗があった。そして9日午後1時に,

上訴人は不法目的侵入の嫌疑で逮捕された⁷³⁾。その一方で,強盗の被害者であるノウブル夫人(Mrs Noble)は強盗の際の転倒が原因で午後6時12分に死亡した⁷⁴⁾。午後8時20分に,上訴人は取調べられた。上訴人は適正にソリシターのサービスを勧められたがそれを断り,それから逮捕された不法目的侵入罪についてだけ尋問された。10日午前9時10分に,上訴人は再び取調べられかつソリシターのサービスを勧められた。上訴人は不法目的侵入について再び尋問され,自白した。正午頃に上訴人はソリシターと接見し,これまで尋問されてきた不法目的侵入についてソリシターに指示を与えた。午後2時30分に,上訴人は治安判事裁判所の前に引致され不法目的侵入罪について勾留された。

午後3時15分に、治安判事裁判所への出廷後上訴人はノウブル夫人への 暴行罪とノウブル夫人のハンドバックの盗罪で逮捕された。その段階に至 るまでにすべての判決の決め手となる情報を警察は握っていたが、上訴人 は強盗または故殺で逮捕されなかった。警察は、さらに役立つものを得る ためにこの着実な方法で手続を進める思慮深い判断をしていた。午後4時 30分に,上訴人は再び取調べられ,そしてソリシターのサービスを断った。 上訴人は不法目的侵入について自白したが、ノウブル夫人に対する暴行や 盗罪については否認した。午後8時07分に上訴人は取調べられ,その際に もソリシターのアシスタントを断った。取調べの過程で上訴人は,警察が 彼のガールフレンドから供述を得ていたことを告知された。その供述によ れば上訴人はハンドバックを盗んだことについて彼女に認めており、上訴 人が警察によってそのことを告知された際に、ノウブル夫人からバックを 奪った人物であると認めるようにその事実は上訴人を促した。それから結 果的に非常に長い取調べとなったものの途中で,取調官はノウブル夫人が 死んだことを告知した。以後,上訴人はノウブル夫人を襲ったということ から彼自身を引き離すようになった。しかし午後10時頃に,上訴人は留置 管理官に対してハンドバックのありかを話した。午後11時に捜索がなされ たが,ハンドバックは発見されなかった。11日午前0時15分に,上訴人は

さらに取調べられソリシターのサービスも勧められた。その取調べにおいて,上訴人が述べていたことはノウブル夫人の身に起こっていたことであったと上訴人は認めた。午前0時32分に,上訴人は強盗で告発された。そして午前10時44分に,上訴人は故殺で告発された 75 。ケネディ控訴院裁判官(Kennedy L. I.)は,次のように判決した。

「(PACE 筆者) 76条 2 項(b)⁷⁶⁾は,この事件には適用されない。1⁷⁷⁾ 「逮捕した警察官が逮捕のなされた犯罪よりもより重大な犯罪につい て被疑者を尋問するつもりであるかまたはさらに彼を尋問するつもり である場合に、尋問前かさらに尋問する前に、警察・刑事証拠法 (PACE 筆者)37条によって予想されたようにより重大な犯罪につ いて被疑者を告発するか、または少なくとも捜査の本当の性格に彼が 気づくことを彼らは確実にしなければならない。それが(1995年実務 筆者)規範C10条1項⁷⁸⁾の要点かつ趣旨である。「彼らはそれをし なければならず、そうすることで無料の法的助言を得る権利 (1995) 年実務 筆者)規範C11条2項⁷⁹⁾に規定された権利 を行使するかど うかを決める際に,そして警察が彼に尋ねるつもりである尋問にどの ように答えるのかを決める際に、そのファクターすなわち行われてい る捜査の性格に彼は適切な重要性を与えることができる。」「身柄拘束 中の被疑者は彼がそこにいる理由を知るであろうし、取調べられてい る際には彼が嫌疑をかけられている犯罪のレベルを少なくとも一般的 な言い回しで知るであろうという仮定の上で,1984年法(PACE 筆 者)およびその下で存在している実務規範は進む。そしてもしも彼が 知らないでいて、その結果として法的助言を要求せず、そうでなけれ ば彼が与えなかったかもしれない決定的な返答を与えるのであれば、 その証拠は」「通常の状況において(PACE 筆者)78条に従って排 除されるべきである。なぜならその自白は、手続の公正さにひどく逆 の効果を持つであろうからである。180)

その結果,故殺と強盗についての有罪判決は破棄された81)。

第4節 ホールディング・チャージ

1 逮捕は拘禁の始まりである⁸²⁾。逮捕が告発に続く必要はない。ある犯罪への関与について人に合理的な嫌疑をかける警察官は,警察署のよりフォーマルな雰囲気の中で被疑者を取調べる目的で逮捕してよい⁸³⁾。しかしながら逮捕権限は,適切な目的のために行使されなければならない。チョークレイ事件判決⁸⁴⁾において,被逮捕者がその犯罪を犯したと疑う合理的な理由を警察が持つのであれば,ホールディング・チャージで警察が逮捕することは適切であると,控訴院は判決した。他のより重大な犯罪を捜査する欲求にこのような逮捕が動機付けられているという事実は,それを無効にしないとされた⁸⁵⁾。

チョークレイ事件判決において、1994年3月17日に警察官らは強盗を犯そうとしていた上訴人であるジェフリス(Jeffries)とチョークレイ(Chalkley)らを目撃した。しかしながら、彼らは警察の存在に気がついて逃走した。そして6月に、強盗が発生した。上訴人らが関与しており、他にも所轄地域における銃器使用を伴う強盗を計画していたと、地域犯罪隊(Regional Crime Squad)は考えた。その恐れは非常に深刻であり、上訴人らの家の1つに盗聴器を仕掛けることによってのみ先手を打つことができると、地域犯罪隊は判断した。そこで他の事件についてチョークレイとその同居人カーター(Carter)を逮捕し、一時的に彼らと彼らの子供らを家から引き離すことが計画された⁸⁶⁾。そしてチョークレイの自宅に盗聴器を仕掛けるために、以前に情報を得ていたクレジットカード詐欺についてチョークレイらを逮捕することになった⁸⁷⁾。地域犯罪隊のハリソン刑事(Det Con Harrison)はケンブリッジシャー(Cambridgeshire)の警察本部長に許可を求め、6月21日に許可が下りた。

ここでクレジットカードについての2人の逮捕は、でっちあげではなかった。ケンブリッジシャー警察情報部のフレッチャー刑事(Det Con Fletcher)は3月の段階で、チョークレイがクレジットカード詐欺を犯し、

そしてカーターもそれに関与していたという情報をつかんでいた。しかしながらフレッチャー刑事と他のケンブリッジシャーの警察官らがその時点でなした捜査は、失敗に終わっていた。そして6月に、チョークレイとカーターを逮捕し地域犯罪隊の警察官らが盗聴器を仕掛ける間家から引き離す口実として詐欺事件を利用する目的で詐欺事件の捜査を再開することに、ハリソン刑事とフレッチャー刑事は決めたのであった。フレッチャー刑事は、クレジットカードの事件について捜査を開始した。その結果、クレジットカード詐欺の共謀の嫌疑でチョークレイとカーターを逮捕する理由の存在を、ハリソン刑事とフレッチャー刑事は確信した。チョークレイとカーターを逮捕する合理的な理由を与える情報を持っていることを話しながら、フレッチャー刑事はケンブリッジシャー警察の3人の警察官らに込要な指示を与えた。しかし背後にある地域犯罪隊の計画については、その警察官らに話さなかった。

7月8日に,チョークレイとカーターは逮捕され警察署に引致された。クレジットカードを発行したバークレー銀行(Barclays Bank)を詐取することへの共謀で有罪であると疑う合理的な理由を警察官らは持っていたと,逮捕時にめいめいに告知した。また警察官らはチョークレイの家の鍵を差し押さえた。その後,地域犯罪隊から来た警察官らが差し押さえた家の鍵を使用して家に入り,盗聴器を設置した。そしてその後の使用に備えて,鍵をコピーした。

その一方で、クレジットカード犯罪について取調べを含む捜査がなされている間、ケンブリッジシャーの警察官らはチョークレイとカーターを警察署において身柄拘束していた。午後4時から5時の間に、警察官らはチョークレイとカーターのそれぞれを取調べた。そしてチョークレイはコメントせず、カーターは関与を否定した。午後6時30分頃にカーターは釈放され、午後9時15分頃にチョークレイが釈放された。警察は告発はしなかったが、条件付で保釈したのであった。

その後、ジェフリスとチョークレイの会話から強盗の計画への関与を示

す多くの証拠を盗聴器は生み出した。8月24日に,ケンブリッジシャー警察の警察官らが保釈の条件に従って警察署に来ていたチョークレイとカーターを再び取調べた。取調べにおいて警察官らはクレジットカードの詐欺使用の事件に手短に触れたが,さらに何かが明らかになるということはなかった。チョークレイとカーターが,詐欺に関係する何らかの犯罪で告発されるということはなかった。その取調べの間に地域犯罪隊の警察官が合鍵を使用してチョークレイの家に入り,恣聴器のバッテリーを交換した。

帰宅したチョークレイらが盗聴器の存在に気がつくことはなく,9月にジェフリスとチョークレイが逮捕されるまでの間,盗聴器によって証拠が得られた⁸⁸⁾。オールド控訴院裁判官(Auld L. J.)は,要約すると次のように判決した。

確かに国民の自由は重要であり、それは奪われる理由を告知される権利 を含むデュー・プロセスによってのみ奪われ得る基本権である。しかしこ こでの逮捕は合法であった。

第1に事実関係について,クリスティー対リーチンスキー事件判決⁸⁹⁾では,警察は正当な理由のない逮捕理由をリーチンスキー(Leachinsky)に告知していた。しかしチョークレイ事件判決では,嫌疑をかけられたクレジットカード詐欺は逮捕の正当な理由であった。またクリスティー対リーチンスキー事件判決では,警察官らが被疑者に告知しなかった代わりの正当な逮捕理由が存在していた。しかしチョークレイ事件判決では,代わりになる逮捕理由は存在しなかった。

第2に、逮捕官は嫌疑をかけた犯罪に関連する事件によってのみ動機を与えられなければならず、そしてそれについての真の理由を国民に告知しなければならないという一般原則には制限や例外が存在するという見解に、サイモン子爵(Viscount Simon)、シモンス裁判官(Lord Simonds)そしてドゥ・パック裁判官(Lord du Parcq)はあったということである。合理的な理由のない他のより重大な犯罪についての捜査を可能にする目的での、そして逃亡防止の目的での、嫌疑をかける合理的な理由を警察が持つ

1つの罪状による逮捕と留置の合法性について,シモンス裁判官⁹⁰⁾とドゥ・パック裁判官⁹¹⁾は考慮した。そしてシモンス裁判官は,警察官には大きな自由裁量があるべきだと述べていた⁹²⁾。そして,そのよく知られた司法にとってまずまずの手助けとなる論法である「ホールディング・チャージ」は,ここにおけるように警察が逮捕する合理的な理由を持ち逮捕時に告知したのだけれども,他のはるかにより重大な犯罪を捜査し阻止する欲求に動機付けられていた状況にも,同じように適切であると思われる。したがって逮捕は合法であった⁹³⁾。

2 またホールディング・チャージの規制に関連する PACE の条項が、 実際にどのように連係して作用するかが裁判所の判断において示された。 フェータム治安判事裁判所事件判決⁹⁴⁾において,1987年11月21日に強盗が 発生した。28日に、申立人は逮捕され身柄を拘束された。同じ頃連続して 他の強盗が発生しており、それら他の強盗にも申立人は関与していたかも しれないと信じる理由を警察は持っていた。申立人は11月21日の犯罪につ いて告発され、そして勾留された。12月21日に、申立人は治安判事裁判所 に出廷した。その機会において申立人はさらに1月5日まで勾留された。 1月5日に, 訴追側が PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判 所法128条の警察勾留を請求した際に、その治安判事はその請求に応じる 権限がないということが主張された。治安判事が持っていた勾留権限は通 常の勾留する権限のみであって、申立人は警察勾留ではなくリマンド・セ ンターへと行くであろうということが申し立てられた。治安判事の権限は, (a)逮捕時,および(b)逮捕と告発の間において捜査されていた他の犯罪とは 異なる犯罪についての取調べを含む捜査のための留置に制限されたという ことが申し立てられた。パーカー控訴院裁判官 (Parker L. J.) は、次のよ うに判決した。

「それら(他の強盗 筆者)について有罪であると彼(申立人 筆者) を疑う合理的な理由があったのだから,この事件における申立人は他 の強盗での逮捕を免れず,それゆえ他の犯罪についてもまた彼を逮捕することが,(PACE 筆者)31条の下での警察の責務であったということが(申立人側によって 筆者)主張されている。(PACE 筆者)31条の目的は, そして私はこれを受け入れている ホールディング・チャージのシステムを妨げることであると主張されている。」「私が述べているように,私はそのことを受け入れるであろう。しかしそのことから,告発され治安判事裁判所の前に居た者は申立人が告発された後に明らかとなった犯罪を除いて警察勾留され得ず,彼が逮捕され得た犯罪は排除されることに当然になるという申立を受け入れるということへのステップは,私が受け入れることのできないステップである。

ヴァイン氏 (Mr Vine)(申立人側の弁護人 筆者)が争っているその解釈が受け入れられなければ,(PACE 筆者)31条が妨げるように考案されていたまさに悪を犯すことが1980年治安判事裁判所法128条によって可能となるであろうと,申し立てられている。考慮に値する巧妙さを行使することで1980年治安判事裁判所法128条がそのように利用され得たことはもっともである。」

「(しかしながら 筆者)もしもヴァイン氏の申立が受け入れられたのであれば、人はいくつかの非常に奇妙な結果を得るであろうと私には思われる。」「人が犯罪(a)で逮捕され、そして逮捕時に犯罪(b)、(c)、(d)そして(e)についても彼は有罪であったと信じる合理的な理由があったかもしれない。しかし数時間後に、犯罪(d)と(e)が立証されるかことによると告発の対象となる見込みは本当はなかったという結論に、警察が行き着くかもしれない。それゆえ当然に、それら2件の犯罪について彼らの取調べを含む捜査を追及することを、彼らは止めるかもしれない。それから約9か月後に申立人が告発されている犯罪(a)の事実審理において、犯罪(d)と(e)についても彼ら(警察 筆者)は取調べを含む捜査を追及するべきであるということを警察に申し分なく明白にし

た証拠の欠けている部分が、明らかとなるかもしれない。たとえ最初の逮捕時に少しも明らかとならなかった犯罪について彼(申立人 筆者)がそのように勾留され得たにしても、申立人が最初に逮捕された際に犯罪(d)と(e)は最初から捜査の範囲内にあったことから、彼は1980年治安判事裁判所法128条の下で警察勾留され得ないと、ヴァイン氏は言うであろう。それはまったく不自然であると、私には思われる。

この事件において警察がなすべきであったことは、他の犯罪すべてについての彼らの取調べを含む捜査を完全にし尽くすまで、彼らが最後になした告発を差し控えることであったということが、ひところは言われていた。私はその提起を受け入れることはまったくできない。十分な証拠があったと結論を下したなら告発するということが、(PACE 筆者)37条7項の下での彼らの義務であったと、私には思われる。いったん告発されると、1984年警察・刑事証拠法43条⁹⁵⁾および44条⁹⁶⁾は、使い果たされている。申立人は、告発されることなく身柄を拘束されることはもはやない。しかしそれから、1980年治安判事裁判所法128条の下での権限が効力を発生する」「。」⁹⁷⁾⁹⁸⁾

- Michael Zander, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 2nd ed., 1990, at 68-69; 3rd ed., 1995, at 78.
- 2) Lewis and another v. Chief Constable of the South Wales Constabulary [1991] 1 All E. R. 206.
- Id. at 211.
 参照, John Marston, THE REASONS FOR AN ARREST, Justice of the Peace, vol. 155, March 2, 1991, at 131-133.
- 4) Zander, supra note 1, at 69; at 78.
- 5) R. v. Samuel [1988] 1 Q. B. 615. 参照, 鯰越溢弘「黙秘権と刑事弁護」季刊・刑事弁護 2 号164頁(1995年), 鯰越溢弘 「続イギリス法幻視考連載第11回」狭山差別裁判279号36-39頁(1997年)。
- 6) Id. at 617.
- 7) Id. at 618-619.
- 8) Id. at 622.
- 9) 「PACE42条1項 被留置者を留置している警察署の責任者である警視以上の階級の警察官は、(a)告発することなく留置を続けることがその者の逮捕の理由となった犯罪に関する証拠の収集もしくは保全のため、またはその者の尋問によってそのような証拠を収集す

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

るため必要であり、(b)その者の逮捕の理由となった犯罪が重大な逮捕可能犯罪であり、かつ(c)捜査が真摯かつ迅速に行われていると信じる合理的な理由があるときは、基準時から最長36時間以内の時点まで被留置者の警察留置を続けることを許可することができる」 [1984 c, 60, at 2774]。

参照,法務大臣官房司法法制調査部編(三井誠 = 井上正仁訳)・イギリス警察・刑事証拠法/イギリス犯罪訴追法47頁(1988年)。

- 10) R. v. Samuel, supra note 5, at 623.
- 11) Id. at 623.

参照, Zander, supra note 1, at 84; at 98-99. 森雅仁「英国における捜査手続(四)」警察学論集43巻12号133頁(1990年), 森雅仁「英国における捜査手続」 捜査研究475号78頁(1991年)。

12) R. v. Samuel, id. at 615-616.

参照,森雅仁「英国における捜査手続(六・完)」警察学論集44巻2号141頁(1991年), 森雅仁「英国における捜査手続図」捜査研究490号87-88頁(1992年),長沼範良「接見交通権の各国比較 イギリス」法律時報65巻3号53頁(1993年)。

- 13) R. v. Davison [1988] Crim. L. R. 442.
- 14) 1984 c. 60, at 2763-2764.
- 15) 1984 c. 60. at 2766-2768.
- 16) R. v. Davison, supra note 13, at 442-443.
- 17) 1984 c. 60. at 2806-2807.
- 18) R. v. Davison, supra note 13, at 444.
- R. v. Mason and Stephens C. A. (Unreported) Case no. 90/398/Y4. 参照, Zander, supra note 1, 1995, at 78.
- P. J. Richardson (ED.), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 2001, at 1421; 2002, at 1389.
- 21) Wheeldon v. Wheeldon [1998] 1 F. L. R. 463, C. A. (Civ. Div.).
- 22) Id. at 464-465.
- 23) 参照, John Marston and Robin E. Nottridge, Police Powers and Duties: A practical guide to Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 102.
- 24) Wheeldon v. Wheeldon, supra note 21, at 467.
- 25) Id. at 468.
- 26) Id. at 467-468.
- 27) R. v. Bailey and another [1993] 3 All E. R. 513.
- 28) Id. at 514-516.
- 29) 「PACE78条1項 いかなる手続においても,裁判所は,訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき,その証拠が獲得された状況を含むすべての事情を考慮して,その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでないと認めるときは,その証拠を許容することを拒むことができる」[1984 c. 60, at 2807]。参照,法務大臣・前掲註(9)82-83頁。

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

- 30) R. v. Bailey and another, supra note 27, at 513.
- 31) Id. at 516.
- 32) Id. at 521.
- 33) Id. at 521.
- 1984 c. 60. at 2769-2770.
- 35) 「PACE36条5項 本条および39条2項に定める場合を除き,警察官は留置管理官の職務開始時に警察留置に付す理由となった犯罪の捜査に現に携わっているときは,対象者につき留置管理官の職務を行ってはならない」(1984 c. 60, at 2765)。

参照,法務大臣・前掲註(9)37頁。

- 36) 「1991年実務規範 C 8 条 1 項 可能な限り,同一房に複数の者を拘束してはならない」 (Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 52 l.
- 37) R. v. Bailey and another, supra note 27, at 521-522.
- 38) Id. at 522.
- 39) Id. at 522.
- 40) R. v. Penrith Justices, ex parte Morley, Queen's Bench Division, 20 December 1989 (LEXIS).
- 41) 参照,拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立 命館法学277号793頁(2001年)
- 42) R. v. Penrith Justices, ex parte Morley, supra note 40.
- 43) R. v. Penrith Justices ex p. Morley [1990] Crim. L. R. 592, at 592.
- 44) R. v. Penrith Justices, ex parte Morley, supra note 40.
- 45) R. v. Penrith Justices ex p. Morley, supra note 43, at 592-593.
- 46) 1984 c. 60. at 2791-2793.
- 47) R. v. Chief Constable of South Wales and another, Exparte Merrick [1994] 1 W. L. R. 663.
- 48) 1984 c. 60, at 2780-2781.
- 49) 参照, Zander, supra note 1, 1990, at 90.
- 50) 「PACE58条 1 項 警察留置に付されている者は,請求によりいつでも内密にソリシターと相談する権利を有する」[1984 c. 60, at 2791]。

参照,法務大臣・前掲註(9)65頁。

- 51) R. v. Chief Constable of South Wales and another, Ex parte Merrick supra note 47, at 674.
- 52) 旧裁判官準則によって,警察官による黙秘権告知という取調べに対する事前的規制が制度化されることになった。そして黙秘権告知という制度は,有力な反対論の展開にもかかわらず新裁判官準則の下でも,PACEの下でも維持されている[多田辰也「警察の誕生・自白法則の展開と黙秘権告知制度」警察研究58巻8号34頁(1987年)[被疑者取調べとその適正化(1999年)所収]]。しかしPACE自体ではなく,実務規範に規定されたことは興味深い[酒巻匡「イギリス刑事司法の改革(8) 一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に 逮捕および留置(その三) 改革の意義と問題点 」ジュリスト953号75頁(1990年),森雅仁「英国における捜査手続 」捜査研究472号80頁(1991年)。参照,豊崎七絵「刑事訴訟の法構造・法現象分析の一視角」東北法学19号127頁

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

(2001年)]。

- 53) Peter Mirfield, Silence, Confessions and Improperly Obtained Evidence, 1997, at 187.
- 54) R. v. Oni [1992] Crim. L. R. 183.
- 55) Id. at 183.
- 56) Mirfield, supra note 53, at 187.
- 57) オニの審理の後で1991年実務規範は施行された [D. J. Birch, R. v. Oni, Commentary. [1992] Crim. L. R. 184, at 184]。
- 58) 「1984年実務規範 C 10条 1 項 犯行を疑う理由がある者には, 訴追上裁判所に提出され得る証拠を入手する目的で, その犯行についての尋問(または嫌疑を基礎づけるものが, 先になされた尋問に対する返答であるときには, それに引き続く尋問)をするのに先立って, 黙秘権を告知しなければならない。......」(Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE, 1985, at 53)。
- 59) 「1984年実務規範C10条5項 黙秘権の告知の下でなされた尋問が中断されたときは, 取調官は被尋問者が,なお黙秘権の告知を受けている状態にあることを知っていることを 確かめなくてはならない。疑いがあるときには,取調べを再開するときに黙秘権を完全な 形で再度告知しなければならない。[参照,注記10A] [Id. at 53]。
- 60) R. v. Oni, supra note 54, at 183.
- 61) ラッセル控訴院裁判官 (Russell L. J.), ダグラス・ブラウン裁判官 (Douglas Brown J.) およびライト裁判官 (Wright J.)。
- 62) 新たな犯罪が嫌疑をかけられるごとに黙秘権の告知が要求されるのかどうかは,実務規範 C 10条 1 項の文言からは明らかでない。しかし実務規範 C 10条 3 項により逮捕直前に黙秘権が告知されていれば逮捕の際に黙秘権を告知しなくてもよいことになっている。そこで実務規範 C 10条 1 項についても,オ二事件判決のように 2 分の間隔であれば直前ということになるであろうし,10分までは可能性があろう。しかし最後に黙秘権を告知してから10分以上が経過するような場合には,新しい犯罪について 尋問する前に黙秘権を告知することが賢明であろう (Ken Lidstone and Clare Palmer, Bevan and Lidstone's The Investigation of Crime A Guide to Police Powers, 2nd ed., 1996, at 511-512. 参照,Birch, supra note 57, at 184)。また黙秘権の告知が必要であるのかどうかが 疑わしい場合であれば,いつでも黙秘権を再び告知しなければならない (Inns of Court School of Law, CRIMINAL LITIGATION AND SENTENCING, 4th ed., 1999, at 14; 6th ed., 2001, at 15)。
- 63) R. v. Oni, supra note 54, at 183.
- 64) Mirfield, supra note 53, at 187.
- 65) R. v. Pall (1991) 156 J. P. R. 424.

なお , J. P. R. および Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266 の () の中は , それぞれ判決が下された年を表すものとする [参照 , グランヴィル・ウィリアムズ(庭山英雄 = 戒能通厚 = 松浦好治訳)・イギリス法入門63-64頁 (1985年)]。

- 66) R. v. Pall, id. at 424.
- 67) サミュエル事件判決におけるように、いったん告発するとさらに尋問することに対して

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

控訴院はまったく厳しい。しかしもしも被疑者が任意に供述するのであれば,ポール事件 判決のようにそれは許容され得る (Steve Uglow, CRIMINAL JUSTICE, 1995, at 91-92; Steve Uglow, EVIDENCE: Text and Materials, 1997, at 140 l.

- 68) R. v. Pall, supra note 65, at 426-428.
- 69) Id. at 431-432.
- 70) 「1995年実務規範C10条1項 犯行を疑う理由がある者には、彼の返答または黙秘(すなわち、尋問に返答し損なうか返答しない、または十分に返答し損なうか返答しないこと)が訴追上裁判所に証拠として提出され得るときはいつでも、その犯罪への彼の関与または嫌疑をかけられた関与に関して、その犯行についての尋問(または嫌疑を基礎づけるものが、先になされた尋問に対する返答であるときには、それに引き続く尋問)をするのに先立って、黙秘権を告知しなければならない。......」[Police and Criminal Evidence Act 1984 (s.60(1)(a)and s.66)CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 49-50)。
- 71) Richardson (ED.), supra note 20, at 1418-1419, 1525; at 1387, 1464-1465. 参照, Alan Taylor, Principles of Evidence, 2nd ed., 2000, at 245; Peter Murphy, Murphy on Evidence, 7th ed., 2000, at 271; Peter Murphy (ED.), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 12th ed., 2002, at 1005, 2280.

またそれは、ヨーロッパ人権条約5条2項(参照, Ian Brownlie (ED.), BASIC DOCUMENTS ON HUMAN RIGHTS, 3rd ed., 1992, at 328. 田畑茂二郎 = 竹本正幸 = 松井芳郎 = 薬師寺公夫編・国際人権条約・宣言集[第二版]351頁(1994年)]の要求する罪状の速やかな告知をなしていないということが言われた(John A. Andrews and Michael Hirst, ANDREWS & HIRST ON CRIMINAL EVIDENCE, 4th ed., 2001, at 589).

- 72) R. v. Kirk [2000] 1 Cr. App. R. 400.
- 73) Id. at 401-402.
- 74) Id. at 401.
- 75) Id. at 402-404.
- 76) 「PACE76条 2 項 いかなる手続においても訴追側が被告人の自白を証拠として提出しようとする場合において,その自白が(a)被告人に対する圧迫により,または(b)その当時の状況により自白の信用性を失わせると認められる言動の結果として獲得され,または獲得された疑いがあることが主張されるときは,裁判所は訴追側においてその自白(真実である可能性のいかんを問わない)が前各号の方法により獲得されたものでないことを合理的な疑いを超えて証明しない限り,これを被告人に不利益な証拠として許容してはならない」(1984 c. 60, at 2806)。

参照,法務大臣・前掲註(9)81頁。

- 77) R. v. Kirk, supra note 72, at 405.
- 78) 根底にある原則はクリスティー対リーチンスキー事件判決において見出されるものであり、それは PACE や実務規範のさまざまな部分で反映されている。その原則とは、被逮捕者が置かれている立場を知る権利を与えられているということである〔参照、兒島武雄・イギリスの予備審問65-66頁(1968年)など〕。それは特に、1995年実務規範C10条1項に反映されているのを見ることができる〔Id. at 405〕。

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

- 79) CODES, supra note 70, at 53.
- 80) R. v. Kirk, supra note 72, at 406-407.

参照, Rupert Cross and Colin Tapper, Cross on Evidence, 7th ed., 1990, at 484. 庭山英雄「イギリス刑事司法の特質」法の科学15号150-151頁(1987年), 島倉隆「イギリス刑事法における証拠排除」刑事法学の現代的展開(上巻)刑法編・刑事訴訟法編八木國之先生古稀祝賀論文集508頁(1992年)[刑事法研究島倉隆遺稿論文集(2002年)所収]。

また逮捕理由の告知に関連して、ヨーロッパ人権条約5条2項およびFox, Campbell and Hartley v. United Kingdom, 13 E. H. R. R. 157 への言及があった (R. v. Kirk, id. at 406-408).

- 81) R. v. Kirk, id. at 408.
- 82) Christie v. Leachinsky [1947] A. C. 573, at 600.
- 83) Holgate-Mohammed v. Duke [1984] 1 All E. R. 1054.
- 84) R. v. Chalkley [1998] Q. B. 848.
- 85) Murphy (ED.), supra note 71, 9th ed., 1999, at 927; 10th ed., 2000, at 947; 11th ed., 2001, at 966; 12th ed., 2002, at 958.
- 86) R. v. Chalkley, R. v. Jeffries [1998] 2 All E. R. 155, at 159.
- 87) Id. at 155.
- 88) Id. at 159-161.
- 89) Christie v. Leachinsky, supra note 82.
- 90) Id. at 593.
- 91) Id. at 604-605.
- 92) Id. at 593.
- 93) R. v. Chalkley, R. v. Jeffries, supra note 86, at 176-177. 参照, R. v. Chalkley, R. v. Jeffries, id. at 156.

チョークレイ事件判決において,警察は被告人の自宅に盗聴器を設置する許可を得た。 設置するために以前に情報を得ていたがアクションを起こさなかった,そして訴訟手続の 現実的な見込みの存在しなかった関連しない犯罪で逮捕することになった。逮捕の付随的 な動機は逮捕を必ずしも不法にはしなかったと判決された。テープは証拠として正しく認 められた。すなわち,内容や適切さについて論争はなかったし,それらは誘導や罠などの 結果ではなかったし,申し立てられた警察による不法な行為は証拠のクオリティーに影響 しなかったとされた (Richardson (ED.), supra note 20, 1999, at 1459; 2002, at 1479)。

- 94) R. v. Feltham Magistrates' Court ex parte Cook, Queen's Bench Division (Crown Office List), CO/409/86, 10 May 1988 (LEXIS).
- 95) 1984 c. 60, at 2776-2779.
- 96) 1984 c. 60, at 2779.
- 97) R. v. Feltham Magistrates' Court ex parte Cook, supra note 94. 参照,森雅仁「英国における捜査手続」,捜査研究476号80頁(1991年)。
- 98) PACE 期のホールディング・チャージに関する判決としては, 他に In re D. P. R. FUTURES LTD. [No. 00681 of 1989], Chancery Division [1989] 1 W. L. R. 778, at 783; R. v.

Coventry City Magistrates' Court, ex parte M, QUEEN'S BENCH DIVISION (1992) 156 J. P. R. 809, at 810-811, 814, 816; [1992] Crim. L. R. 810, at 811; Re D (a Minor), Court of Appeal (Civil Division), 2 September 1992 (LEXIS); R. v. Burton on Trent Justices ex parte Nicholson, QUEEN'S BENCH DIVISION (CROWN OFFICE LIST), CO/4007/97, 17 DECEMBER 1997 (LEXIS); R. v. Leicester Crown Court ex parte Patel, QUEEN'S BENCH DIVISION (CROWN OFFICE LIST), CO/5025/99, 15 FEBRUARY 2000(LEXIS); R. (on the application of Rajab) v. The Thames Magistrates Court, QUEEN'S BENCH DIVISION (DIVISIONAL COURT), 15 NOVEMBER 2000, paras 29, 35, 42, 65 (LEXIS) があった。

また同時期のイギリス以外の地域におけるホールディング・チャージに関する判決としては、オーストラリアの事例として、R. v. Kushkarian (1984)16 A. Crim. R. 416; Heiss v. The Queen; Kamm v. The Queen (1992)111 F. L. R. 362, at 370 など。北アイルランドの事例として、Re Mitchell (trading as Mitchell & Mitchell), Chancery Division (Bankruptcy), 5 June 1992 (LEXIS) など。スコットランドの事例として、STATED CASE HEYWOOD (PROCURATOR FISCAL, INVERNESS) v. SMITH, HIGH COURT OF JUSTICIARY, 1989 SCCR 391, 21 June 1989 (LEXIS) など。ニュージーランドの事例として、R. v. Te Kira, Court of Appeal Wellington [1993] 3 NZLR 257, 16, 17 November 1992; 14 May 1993 (LEXIS) など。

第2章 学説など

第1節 PACE31条

PACE 第 4 編¹⁾ は,逮捕に続く告発までの留置期間を制限しており,PACE41条 2 項²⁾ は基準時について規定している。通常の事件において基準時は,被逮捕者が引致された第 1 の警察署に到着する時点であろう。人が複数の犯罪を犯していた場合に,A罪で逮捕して最大限の留置期間を獲得した後で釈放し,再びB罪で逮捕することで新たな留置期間を開始するという単純な方法によって,延長された留置期間を獲得することが可能であろう。この手続は,発見され得る犯罪の数だけ繰り返され得た。人がA罪で逮捕され警察署³⁾ に居る際に,もしも釈放されたとしても他のB罪での逮捕を免れないと警察官が認めるのであれば逮捕されなければならないということを要求することによって,PACE31条と41条 4 項はこの可能性を排除している。B罪についての留置期間も A罪の基準時から計られるこ

とを、PACE41条4項は規定している。

「警察官⁴⁾は,……逮捕されると認める……」というフレーズは,その者が他の犯罪を犯したと疑う合理的な理由が存在することを意味するように思われる⁵⁾。また他の犯罪での逮捕が第1の犯罪と同じ事実関係から生じている犯罪についてなのか,またはまったく別の事件についてなのかは,違いを生じないように思われる⁶⁾。

PACE31条は自由裁量を与えておらず⁷⁾,もしも警察官が他の犯罪により逮捕されると認めるのであれば逮捕しなければならない⁸⁾。PACE31条の逮捕義務は,被逮捕者が別の犯罪について再び逮捕下にあることを確実にするであろう。逮捕義務は,第1の逮捕から釈放する決定前に生じる。警察官は,第1の逮捕からその者を釈放する必要はない⁹⁾。警察官が他の犯罪により逮捕されると認めずに釈放する場合,その後の逮捕はPACE31条によってカバーされないであろう。しかしながら他の犯罪での逮捕がPACE31条によって要求されているのにもかかわらず逮捕されない場合,被疑者が身柄拘束中になされなければならなかったその後の逮捕について,PACEはこれが違法になるとは規定していないが,もしもそれが違法でなければPACE31条は実効性がないであろう¹⁰⁾。また被逮捕犯罪とは別の逮捕されていない犯罪について告発する証拠があると留置管理官が信じる状況に関して,PACE37条は規定していない。その犯罪について PACE31条によって逮捕せずに告発する場合は,警察官は釈放後に逮捕しそうもないであろう¹¹⁾。

しかしながらその一方で,もしも被疑者が考慮される複数の犯罪を持つような場合に PACE31条の厳格な解釈は実務上の困難を導き得た。たとえば,犯罪での逮捕に伴うそれぞれの自白の後で警察官は直ちに中断することを強制されるのか?¹²⁾

また人が既に留置中である場合であってさえ,PACE31条によって何度 も逮捕されるのは過剰殺傷であると考える者もいた。逮捕は被疑者が刑事 手続から逃れないためにあるのだから,もしも被疑者が留置中であるのな らば、釈放されない限り再び逮捕することに意義はほとんどない。したがって人がもともと身柄を拘束されていた犯罪から釈放されなければならないところでのみ、PACE31条は使用されるということが言われていた¹³⁾。

そして控訴院 $^{14)}$ は,PACE31条は直ちに逮捕する義務を警察官に課しておらず,釈放が差し迫った時点まで逮捕することを警察官は遅らせてよいとした $^{15)}$ 。

確かに他の犯罪で逮捕しなければならない時点について,PACE31条は 規定していない。留置時計は第1の逮捕についての基準時から計られる¹⁶⁾ ので,この問題は留置の長さの点からは限られた重要性しかないが,他の 犯罪についての尋問および黙秘権の告知の見地からは重要である¹⁷⁾。

PACE31条によって逮捕される際に,被逮捕者は PACE28条 $^{18)}$ の下で逮捕する旨および逮捕理由を告知されなければならない $^{19)}$ 。 1984年実務規範 C 10条 3 項(後の1991年実務規範 C 10条 3 項,1995年実務規範 C 10条 3 項) $^{20)}$ は黙秘権の告知が逮捕された者になされることを規定しているが $^{21)}$,これには PACE31条の規定する他の犯罪による逮捕も含まれる $^{22)}$ 。そしてさらに,その時点で被疑者を釈放することが意図されていようがいまいが,このことはなされなければならないとする見解もある $^{23)}$ 。 関連しない事件について被疑者が尋問されていること $^{24)}$ にソリシターが気がつく場合があるが,警察は他の犯罪について被疑者を再び逮捕し黙秘権を告知しない限り,他の関連しない事件について被疑者を留置したり尋問したりできない $^{25)}$ 。そうして,被疑者が武装強盗で得られた指輪についての贓物関与罪で逮捕され,その後に関係のない金の延べ棒の強盗について尋問されたケース $^{26)}$ で,第2の事件に関するすべての自白が不許容とされた。なぜなら,被疑者は第2の事件について逮捕されておらず,かつ黙秘権を告知されなかったからであった $^{27)}$ 。

より重大な罪状について被疑者を尋問するために比較的軽微なホールディング・チャージで逮捕する,いくつかの警察における以前からの実務は,この条項によって完全に排除されない。しかしながら,PACE37条7

項の規定する逮捕の理由となった犯罪について告発するに足りる十分な証拠があるときは、告発、または告発することなく保釈、もしくは保釈によらずに釈放するという留置管理官の義務と結合させられる際に、そしてPACE40条²⁸⁾の規定する留置審査と結合させられる際に、PACE31条はホールディング・チャージの放棄を導いているようである²⁹⁾。

第2節 PACE37条2項

被逮捕事件において警察官は尋問する権限を与えられている³⁰⁾が,ここで PACE37条 2 項は特に被逮捕者が逮捕された犯罪に言及している。したがって,取調べは未解決犯罪のためのフィッシング・イクスペディション (fishing expedition)ではなく,尋問は関連しなければならない³¹⁾。ソリシターや代理人は特定の尋問の関連性について警察官に質問する権利を与えられており,そしてこの点について前もってその事件に関して得られた知識は非常に有用である。被疑者が他の犯罪を犯したという合理的な嫌疑を警察官らが形成するや速やかに,他の事件について尋問していると告知しなければならないことは明らかである³²⁾。もしも留置管理官が,他のより重大な犯罪について被疑者を逮捕するか留置する理由の存在に気がつくに至れば,PACE31条によって当該他の犯罪について警察署において逮捕し,特に尋問のために留置するのかどうかという問題が生じるのであるう³³⁾。もしも他の事件について尋問することを警察が望むのであれば再び逮捕するべきであることは,デービソン事件判決からも明らかである³⁴⁾。

逮捕の理由となった犯罪に関して証拠を得るための PACE 37条 2 項は,ホールディング・チャージの使用と矛盾している 35)。裁判所によって許されてきた他の犯罪について尋問するために 1 つの罪状で逮捕する実務 PACE 1 の PACE 1 に含まれた尋問のための留置の権限を与えられ,恐らくもはやそれは必要ないであろう PACE 1 になって変しないであろう PACE 1 になって必要ないであろう PACE 1 になった必要ないであろう PACE 1 になった犯してもないであろう PACE 1 になった必要ないであろう PACE 1 になったのの留置の権限を与えられ,恐らくもはやそれは必要ないであろう PACE 1 になったのの日本の企業に対して記述されている。

第3節 PACE41条4項,5項

既に警察留置中の者が同じ所轄地域において犯された他の犯罪について PACE31条によって逮捕される場合,当該他の犯罪についての基準時は, PACE41条 4 項によって第 1 の犯罪について逮捕されて警察署に到着した 時点である³⁸⁾。

しかしながら,もしも他の犯罪が異なる所轄地域のものである場合に PACE41条 4 項が適用されると,被疑者が異なる所轄地域に引致される前 に留置期間が満了する可能性があった。そこで PACE41条 5 項³⁹⁾が存在する。

たとえば、被疑者が薬物所持についてロンドンで逮捕されている。被疑者は、当該犯罪について尋問のために告発されることなく留置されている。尋問中に、被疑者の逮捕が不法目的侵入についてシェフィールド (Sheffield)で要求されていることが判明する。PACE31条によってその犯罪で逮捕されるが、被疑者はその犯罪について証拠を得るために尋問されていない。その後、被疑者は薬物犯罪で告発される。告発後に被疑者を留置する理由はないが、PACE34条2項⁴⁰⁾および37条2項の下でシェフィールドへ引致されるまでの間、不法目的侵入について留置されてよい。被疑者は20時間留置された後、午前10時にロンドンの警察署を出発する。そして同日午後3時にシェフィールドの警察署に到着する。それが、不法目的侵入罪についての基準時である。被疑者が既に過ごした25時間は、シェフィールドの犯罪についてカウントされない⁴¹⁾。

被拘束者がなした任意の供述内容を明晰にする場合を除いて移送の間に不法目的侵入罪について尋問してはならないと,1984年実務規範 C 15条 1 項 42 (後の1991年実務規範 C 14条 1 項 43), 1995年実務規範 C 14条 1 項 44) は規定している。もしもロンドンで不法目的侵入罪について尋問されると,基準時は通常の方法で計られる 45 。

第4節 PACE42条

基準時から24時間を超え最長36時間までの留置の継続を警視以上の階級の警察官が許可できることについて、PACE42条⁴⁶⁾は規定している。PACE42条1項は、(a) 告発することなく留置を続けることが、その者の逮捕の理由となった犯罪に関する証拠の収集もしくは保全のため、またはその者の尋問によってそのような証拠を収集するため必要であり、(b) その者の逮捕の理由となった犯罪が重大な逮捕可能犯罪であり、かつ、(c) 捜査が真摯かつ迅速に行われていると信じる合理的な理由があることを条件としている。ここで(a)において要求される証拠が(b)において言及された重大な逮捕可能犯罪の証拠でなければならないという明確な要件は存在しない。また(c)において言及された捜査が、重大な逮捕可能犯罪に対するものでなければならないという明確な要件も存在しない⁴⁷⁾。それゆえ、被疑者が重大な逮捕可能犯罪について逮捕されていて、他の逮捕可能犯罪の捜査のために留置の継続が警視によって許可される可能性があった。

たとえば、被疑者が強姦罪(重大な逮捕可能犯罪)で逮捕され、PACE37条2項の下で告発されることなく留置されている。留置されて20時間後に、被疑者は不法目的侵入罪(逮捕可能犯罪)を認めた。被疑者がPACE31条によって逮捕されると、その場合の基準時は強姦罪で逮捕され警察署に到着した時点である。被疑者を尋問することで証拠を収集するために、不法目的侵入罪について告発することなく留置することが必要であると留置管理官は考えている。強姦罪についての捜査は、ほとんど完了している。もしも不法目的侵入罪(逮捕可能犯罪)の証拠を収集もしくは保全するために被疑者を留置することが必要であると警視が考えるのであれば、(a)の要件は満たされている。被疑者は重大な逮捕可能犯罪で逮捕されていることから、(b)の要件も満たされている。そして不法目的侵入罪についての捜査が真摯かつ迅速に行われているのであれば、(c)の要件も満たされている。

これが立法時に考えられていたことではないということは,議会審議から明らかである⁴⁸⁾。PACE42条 1 頃における「犯罪」は重大な逮捕可能犯罪であると解釈すべきである⁴⁹⁾。もしも被疑者が強姦罪で告発され得るのであれば,裁判所の前に引致されなければならず⁵⁰⁾,そして他の犯罪について取調べを含む捜査がなされるための警察勾留が,PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法128条の下で請求される⁵¹⁾。

第5節 PACE43条,44条

基準時から36時間を超え最長96時間までの留置の延長を治安判事裁判所が許可できることについて,PACE43条,44条は規定している⁵²⁾。留置の延長は,(a) 告発することなく留置を続けることが,被留置者の逮捕の理由となった犯罪に関する証拠の収集もしくは保全のため,またはその者の尋問によってそのような証拠を収集するため必要であり,(b) その者の逮捕の理由となった犯罪が重大な逮捕可能犯罪であり,かつ,(c) 捜査が真摯かつ迅速に行われているときに限り許可されると,PACE43条 4 項⁵³⁾は規定している。これらは PACE42条 1 項と同じであり,もしも人が逮捕下にある犯罪の 1 つが重大な逮捕可能犯罪であるのならば,たとえ(a)や(c)が他の逮捕可能犯罪についてであっても,理論上治安判事裁判所は留置の延長を許可することができる⁵⁴⁾。しかしこのようなことは許されず,たとえもしも PACE43条 4 項が充足されるにしても,令状を請求された治安判事裁判所はその請求を不許可にするように PACE43条 1 項⁵⁵⁾の自由裁量を行使しなければならない。

したがって,重大な逮捕可能犯罪について告発するに足る証拠があるが他の逮捕可能犯罪についてさらに取調べを含む捜査が必要である場合,人は告発されなければならず,そして PACE48条によって改正された1980年治安判事裁判所法128条が適用される⁵⁶⁾。

第6節 PACE48条

1 PACE による規制以前の状況

有罪判決前に勾留する権限を持つ裁判所⁵⁷⁾は,丸3日間(全部で5日間)⁵⁸⁾警察勾留できることを1980年治安判事裁判所法128条7項は規定している。これは通常,延長された取調べを含む捜査がなおも要求される場合にだけなされる。なぜなら,警察勾留が原因で被疑者にプレッシャーが生じる危険があるからである⁵⁹⁾。しかしそれにもかかわらず,この権限は無制限であったことが言われていた⁶⁰⁾。

警察勾留によって,ある犯罪で逮捕されたが告発されていない者を勾留することが可能であった。また実務は,ホールディング・チャージである1つの犯罪で人を告発し,より本質的な犯罪について尋問することが可能になるように警察勾留を請求することもできた⁶¹⁾。そして地域によっては,警察勾留は依頼人が何マイルも離れた拘置所に移される前にソリシターが接見するのを許すためにも利用された。1980年治安判事裁判所法128条7項において目的が明確に規定されていなかったので⁶²⁾,いずれのためにも許されていた⁶³⁾。

2 PACE による規制以後の状況

1976年保釈法 (Bail Act 1976) 64 の基準に照らして勾留 65 する治安判事裁判所 66 に,丸3日間 67 「警察署における留置」を許すように,PACE48条が1980年治安判事裁判所法128条 7 項を改正した 68 。そして7項の次に,新たに8項が加えられた。それによれば $^{(a)}$ 他の犯罪について取調べを含む捜査をするため留置の必要があるときを除き,その者の留置を続けることはできない, $^{(b)}$ 留置を続けるときは,留置の必要がなくなり次第,その者を留置を命じた治安判事裁判所に再び引致しなければならない 69 , $^{(c)}$ その者は,PACE39条の規定する義務(被留置者に対する義務)の対象となる被留置者として取扱わなければならない 70 , $^{(d)}$ その者の留置は,

PACE40条 $^{71)}$ の規定する定期の審査(警察留置の審査)に付すということになった $^{72)}$ 。

(a)について、PACE 下における尋問のための留置に関する96時間のリミットは、少なくとも特定の犯罪については絶対的なものである。すなわち、被疑者が告発された犯罪についてさらに取調べを含む捜査をするために警察勾留はできない。しかし警察は96時間が終わる時点で、警察が取調べを含む捜査を望んでいると言い張る他の名目上は異なる犯罪に言及するという戦略によって、警察の取調べを含む捜査の本当の激しい攻撃に直接関係する尋問をし続けることができる。裁判官準則の下で継続的な身柄拘束中の尋問を正当化するためにホールディング・チャージを使用するという古くからの実務のニュー・バージョンによって、いかに警察が PACEのリミットを潜脱することができるのかを理解することは容易である⁷³⁾。

また「他の犯罪」とは,既に告発されている犯罪にまったく関係しない ものである必要はない。たとえば,もしも被疑者が強盗への共謀について 告発されていたのであれば,「他の犯罪」は個々の強盗でもよかった⁷⁴⁾。

(b)について,「必要性の原則」が適用され,他の犯罪について被疑者を尋問するのに留置する必要がもはやないのであれば,たとえ警察勾留の期間が満了していなかったにしても⁷⁵⁾治安判事裁判所の下に引致されなければならない⁷⁶⁾。その際,他の治安判事裁判所に勾留する権限はないので,被疑者は勾留を命じた裁判所の前に再び引致されなければならない⁷⁷⁾。そして治安判事は被疑者を保釈するか,よりありそうなことには拘置所やリマンド・センターに勾留するであろう。そして恐らく取調べを含む捜査が関係している犯罪が重大な逮捕可能犯罪でないのであれば,24時間以内に告発されるか治安判事の前に再び引致されるべきである。なぜなら,重大な逮捕可能犯罪でない犯罪について嫌疑をかけられた通常の被逮捕者は,24時間以内に釈放されるか告発されなければならないからである。しかしながら1980年治安判事裁判所法128条は,この点について明らかにしていない⁷⁸⁾。

(d)⁷⁹⁾について,1回目の審査は裁判所が留置を命じた6時間以内に,2回目の審査は1回目の審査のときから9時間以内に,その後の審査は9時間を超える間隔を置かずに行わなければならない。留置審査官は,さらなる取調べを含む捜査のための留置の必要性がなおも存在しているのかを判断しなければならない⁸⁰⁾。

警察勾留中の留置審査官が PACE40条 1 項(a)に従って留置管理官であるべきなのか, PACE40条 1 項(b)に従って警部以上の階級の警察官であるべきなのかについては争いがある。マイケル・ザンダー教授 (Professor Michael Zander) はもともと留置管理官であるとしていたが⁸¹⁾, 警部以上の階級の警察官によるべきであるとその立場を変更した⁸²⁾。内務省の見解もそれを支持している⁸³⁾。治安判事によって命じられた告発後の警察勾留は,明らかに被疑者がいまだ告発されていない他の犯罪についての取調べを含む捜査の目的のためにだけあると特に規定⁸⁴⁾されていることが,その理由である。それゆえたとえ被疑者が別罪で告発されているにしても,PACE40条 1 項(b)に従って告発されていないシチュエーションに適切な方法で審査は行われるのが正当である⁸⁵⁾。

また警察勾留は,概して関係者の同意のある場合にだけなされる⁸⁶⁾。法律は同意の必要性について明確に述べていないが,多くの事件においてもしもその人が非協力的であれば,警察勾留の必要性があるとは言えない。家や家族からは遠くなるかもしれないが通常は拘置所の方がよりよい設備を備えているであろうし,拘置所では警察官に会うことを拒否できることから,勾留される者にとってその差異は重要である。そして告発後にさらに取調べを含む捜査をする必要性というものは,裁判所が保釈を不許可にする理由とはなっていない。1976年保釈法に定められた基準に従ってのみ,保釈は不許可となり得る⁸⁷⁾。そして通常の理由で保釈が不許可となった場合にのみ,警察勾留の権限は生じる⁸⁸⁾。

3 実態調査

PACE 施行当初,重大犯罪の事件では PACE48条の下での治安判事の権限はより頻繁に使用されるであろうと考えられた 89)。そして特に不法目的侵入の捜査において,それの使用の大きな増加が見られた 90)。その原因は,余罪考慮(11 CS) 91 のために告発前に尋問することに対して制限が増えたことが指摘されていた 92)。1984年実務規範 11 C17条 11 項(後の1991年実務規範 11 C16条 11 項,1995年実務規範 11 C16条 11 項,1995年実務規範 11 C16条 11 0項,1995年実務規範 11 0日。そこで警察に開かれた 11 0の前に引致しなければならないとしていた。そこで警察に開かれた 11 1つのコース 11 10、告発後においてさらに身柄拘束中の被疑者を尋問することであった 11 1、警察勾留の権限は,刑事が告発前の時間を使い果たしかつ犯人が他の犯罪について嫌疑をかけられていた場合に,有用な頼みの綱であった。そして裁判所は勾留を許可することに従順であると考えられた 11 0。

その一方で警察勾留は、ときどき捜査官と留置管理官の間に対立を生み出した。警察勾留は必要性を逸脱していたからであった。警察署での勾留は犯人と会話するのに拘置所を訪れる手間を省きたい刑事部の便宜のためであったのではないかと、ときどき留置管理官は疑った。いくつかのケースでは取調べを含む捜査が積極的に追及されることがほとんどないことがあり、それゆえ留置は正当化されなかったと留置管理官は考えた960。

しかしながら必要性の原則が被疑者の身柄拘束時間を制限していることから、PACE48条が許す丸3日間にしばしば達しないということが言われていた⁹⁷⁾。また、留置された犯罪とは別の犯罪について尋問が完了するまで被疑者告発を遅らせるさらなる自由を規定する実務規範Cへの改正(1984年実務規範C17条1項から1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)への改正)によって、PACE48条の警察勾留の実務はさらに変化した可能性がある⁹⁸⁾。

4 ホールディング・チャージ

被疑者取調べを引き延ばすことを警察に可能にするホールディング・チャージを利用する実務は、PACE48条による改正によって恐らく影響されることなく続けられるであろうということが言われていた。ホールディング・チャージを利用することで、被疑者が告発されなかった場合よりも長期間、警察は被疑者の身柄を拘束できた⁹⁹⁾。極端な事例では、96時間告発されることなく留置された後で告発され、治安判事裁判所の前への出廷を待つのに48時間 PACE38条 1 項および 2 項¹⁰⁰⁾の下で留置されるかもしれない¹⁰¹⁾。被疑者はその後他の犯罪についての取調べを含む捜査のために丸 3 日間警察勾留され、その合計は216時間となる¹⁰²⁾。告発後の尋問を禁じる1984年実務規範 C 17条 5 項(後の1991年実務規範 C 16条 5 項,1995年実務規範 C 16条 5 項)は、適用されない。なぜなら警察は、告発した犯罪について被疑者を尋問していないからである¹⁰³⁾。多くの市民の自由論者はこの可能性によって不安にさせられるのだけれども、それにもかからず他の犯罪についての取調べを含む捜査がなくてはならないという要請を彼らは喜んで受け入れるに違いない¹⁰⁴⁾。

この捜査方法は,警察が行うにあたってより容易になっていると思われる。しかしながら警察勾留中の者も,PACE の保障を受ける $^{105)}$ 。警察によって身柄拘束されている者が身柄拘束中に明らかとなった他の犯罪で逮捕されるという PACE31条の下での要請は,被疑者が身柄を拘束されている所轄地域か別の所轄地域において犯したかもしれない犯罪を解明するためにこの規定が使用されることを意味するであろう $^{106)}$ 。また,外界と遮断されない権利についての PACE56条 $^{107)}$ や法的助言の権利についての PACE58条を利用する権利も与えられている $^{108)}$ 。

第7節 留置管理官

PACE システムの要は,被疑者の留置に法定の責任を持つ留置管理官¹⁰⁹⁾である。留置管理官による監督によって被疑者への捜査官のアクセ

スはコントロールされ,被疑者を留置する義務と犯罪を捜査する義務は,まったく別々に維持される予定になっている¹¹⁰⁾。留置管理官は,ホールディング・チャージの使用といった実務をコントロールすることについて重大な役割を果たしている¹¹¹⁾。調査研究における1つのケースにおいて,2人の被疑者が公然とホールディング・チャージと称されたもので告発され,そして関連している大規模な盗罪および薬物犯罪についてその後詳細に尋問された¹¹²⁾。被疑者らの協力はよりよい扱いへと被疑者らをもたらし得,そして罪状を減らしたことから,被疑者らは不服申立をしそうになかった¹¹³⁾。留置管理官がこのような被疑者へのアクセスをコントロールしているので,なされていることが受け入れられるとか合理的であるのかどうかを判断するのは留置管理官である¹¹⁴⁾。

実際に留置管理官らの義務が捜査官との不一致に至ったのかどうかを留 置管理官らが質問された際に、不一致であった者の20%が、警察勾留は告 発後の身柄拘束中の被疑者の留置を越えていたと述べていた。観察中に見 られた対立は告発後の留置に主に関係しており、特に身柄拘束中の被疑者 が警察勾留されてさらなる取調べを含む捜査が行われ得たところでであっ た。一例において,警察勾留された2人の不法目的侵入犯の留置記録に刑 事部での取調べについての記録がなかったことに、留置管理官が気がつい た。そこで,もしもさらなる取調べを含む捜査が行われていなかったので. あれば裁判所に再び引致されなければならないと、留置管理官は述べた。 そこでさらなる取調べを含む捜査が実際に着手された。翌日,身柄拘束中 の被疑者はいまだ警察勾留されていた。コントロール・ルームに警部が来 て,留置管理官と話をした。被疑者らは犯罪について自白し取調べを含む 捜査はほとんど完遂していると、留置管理官は述べた。被疑者らは警察勾 留ではなく拘置所で勾留されるべきであり,刑事部はそこを訪れるべきで あるということが,留置管理官の考えであった。しかし刑事部の刑事警部 は警察勾留を好んでいた。拘置所に行く手間が省けるからであった¹¹⁵⁾、

しかしながら実際のところ告発後の身柄拘束中の被疑者の留置に関する

ルールは,告発前の留置よりも厳格さに乏しく重大さに乏しい。留置管理官は被疑者を告発するように捜査官に圧力をかけがちであるが,告発後において捜査官の望みにより便宜をはかっている。ここには明らかに,ホールディング・チャージを助長する危険が存在していることが言われている¹¹⁶⁾。

第8節 1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)

1 1984年実務規範 C

1984年実務規範 C 10条 117 について裁判官準則はかなり改良されており、 黙秘権の告知¹¹⁸⁾は非常に単純化され,逮捕を含む早期の段階でなされる ことになった。いくぶん楽観的ではあるが、1984年実務規範C指導注記12 A¹¹⁹⁾は,尋問の目的は事実関係についての被疑者の釈明を得ることであ り自白を獲得することでは必ずしもないとしていた¹²⁰⁾。そして取調官が 訴追がなされると信じ訴追が成功するに足る証拠があると信じるときには 速やかに尋問を中止しなければならないと、1984年実務規範C11条2項は 規定していた¹²¹⁾。そして被拘束者を訴追するのに足る証拠があると思料 するときは遅滞なく、被拘束者を告発122)を検討する責任を負う留置管理 官の前に引致しなければならないと、1984年実務規範 C 17条 1 項は規定し ていた。十分な証拠がない場合、PACE37条 7 項によって被疑者はその犯 罪についてさらに留置され得ないが、PACE31条によってその犯罪の留置 から釈放される前に他の犯罪で再び逮捕されるかもしれなかった¹²³⁾。ま た告発後の尋問は1984年実務規範C17条5項の下でのみ許され、いったん 告発されるとその犯罪についての尋問は厳しく制限された¹²⁴⁾。しかし被 疑者が告発された犯罪以外の犯罪について尋問することは可能であっ t= 125)

こういった手続は明らかに取調官に対してかなりの自由裁量を与えており,一般的な情報が収集されているとか他の犯罪についての尋問が行われている間の告発遅延に対して,何も保護を与えていないとも言われていた。

また PACE31条の他の犯罪での逮捕義務について,実務規範は沈黙していた¹²⁶⁾。しかしながらいったん何らかの犯罪で告発されると,たとえ捜査が他の重大な逮捕可能犯罪について継続しているにしても,1984年実務規範 C 附則 B によって身柄拘束されている被疑者はソリシターとの相談を許されなければならなかった¹²⁷⁾。立会いのソリシターなしに他の犯罪について取調べる目的で,1つの犯罪で人を告発することを遅らせることは不適当であった。被疑者が捜査下にある犯罪が何であるのかを知らない際に,他の犯罪で逮捕された者を被疑者と対面させることも不適当であった¹²⁸⁾。

2 1991年実務規範C(後の1995年実務規範C)

そしてその後、1984年実務規範Cは1991年実務規範Cに改正された。一 般的に取調官がその者に訴追がなされると信じ訴追が成功するに足る証拠 があると信じるときには、取調べは止められなければならない。そして 1991年実務規範Cはこの要件を緩和した。第1に,この時点に到達した後 に被疑者が望むさらなることを述べることを被疑者に許したこと(1991年 実務規範 C 11条 4 項 (後の1995年実務規範 C 11条 4 項))¹²⁹⁾。第 2 に . 1988年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1988) または1986年薬物不正取引 取締法 (Drug Trafficking Offences Act 1986) の押収規定の下で正式な尋 問と返答の記録を完成させることを許したこと(1991年実務規範C11条4 項(後の1995年実務規範C11条4項)。第3に,より意義深いことに,人 が複数の犯罪について留置されている場合にすべての犯罪について上の条 件が充足されるまで告発を遅らせてよいことを明らかにしていること (1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)¹³⁰⁾), に よってである。「足る証拠」がそれぞれの犯罪について手中にある時点で その犯罪についての尋問は止めなければならないことを、これはさらに意 味している。しかしながら、それぞれの犯罪に関して分離せずに捜査の完 成にどんなさらなる活動が適切なのかについて決定することができる便宜 を, それは警察に与えている¹³¹⁾。

裁判官準則の下では,1つの犯罪で告発された被疑者は裁判所に引致される時点まで他の犯罪について尋問され得た。そして,いまだ告発されていなかった事件についてさらに尋問するために警察勾留され得た。警察勾留の権限は PACE 施行後も存続している。しかし告発後の迅速な引致の要請は,複合犯罪が関係し被疑者が複数の犯罪のうちの1つで告発される場合に捜査の自然な流れの妨げとなるかもしれない。訴追するのにいまだ証拠が十分でない他の犯罪について取調べを含む捜査をするのに,被疑者が身柄を拘束されていた場合に1つの犯罪についての告発延期を許し裁判所への引致を遅らせることを許す明白な規定が1984年実務規範Cになかったことは,1984年実務規範Cにおける明らかな欠陥であったとも言われていた¹³²⁾。そして刑事司法に関する王立委員会(The Royal Commission on Criminal Justice)(以下,ランシマン委員会(Runciman Commission)¹³³⁾)は,1993年の報告書において次のように述べていた。

「PACE37条 7 項が被疑者らを告発するのに足る証拠があるや速やかに告発することを要求していることから、その結果、潜在的に実りの多い取調べを含む捜査の手段をどこまでも追及することから警察はあまりにも早く除外されているかもしれない。(1991年実務 筆者)規範C16条 5 項は、(例外的な場合を除いて 筆者)ある犯罪についての尋問は被疑者らがその犯罪で告発された後になしてはならないと規定している。」「1991年 4 月に(1991年実務 筆者)規範C16条 1 項になされた改正によって、すべての犯罪について被疑者を告発するのに足る証拠が存在するようになるまで、複数の犯罪への関与について嫌疑をかけられた被疑者を告発することを警察は遅らせることができる。しかしこれは特に、被疑者がさらに述べることはないことを示すのであればその犯罪について尋問することを止めなければならないと規定する(1991年実務 筆者)規範C11条 4 項を条件として規定されている。」「134)

他方,警察が複数の犯罪について尋問しているシチュエーションは,警

察と防御側の双方にかなりの困難をもたらした。そこで犯罪2へと移行する前に犯罪1についての尋問を警察官は終えたということを,警察官は明らかにするべきである。特にもしも取調べが1回だけの場合に,2つの犯罪についての尋問は不鮮明となり得る。もしも警察が告発するのに足る証拠を持った後に尋問を継続する場合,1つの取調べの中で複数の犯罪の間を区別し損なうことはパーツを不許容にし得たと弁護人は見るかもしれない¹³⁵⁾。

3 改正に対する批判

警察は概して相対的に軽微な犯罪について告発し,その一方でより重大な事件について取調べを含む捜査を継続する。実務規範 C の改正によって,警察は他の事件について被疑者を告発する準備ができるまで告発を遅らせてよいことになった。人が複数の犯罪について留置されている場合,すべての犯罪についてさらに述べることがあるのかについて尋ねられるまで留置管理官の前への引致を遅らせることが可能であると,1991年実務規範 C 16条 1 項(後の1995年実務規範 C 16条 1 項)は規定している 136)。この規定は,すべての事件について告発する準備ができるまで事件全体を秘密にするような警察への寛大な誘因を表現している。それはまた,取調べがしばしばある以上にはるかにより組織化されていることを想定している 137)。

しかしこれが PACE37条 7 項と調和するとは思えず¹³⁸⁾ ,権限逸脱の可能性がある¹³⁹⁾。実務規範が法律を改正することはできない¹⁴⁰⁾。もしも効力があるとすれば , たとえばソリシターへのアクセスについてさらなる遅延を許すという意味でそれは重大性を持つ¹⁴¹⁾。同時にまた , サミュエル事件判決における控訴院の立場¹⁴²⁾にも反しているように思われる¹⁴³⁾。

4 PACE と実務規範はどのように調和しているか

警察官が,被拘束者を訴追するのに足る証拠があり,訴追が成功するのに足る証拠があり,かつ,その者がその犯罪について述べることを望むす

べてを述べたと思料するときは遅滞なく、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならないと、1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)は規定している。しかしながら被拘束者が複数の犯罪について嫌疑をかけられている場合、すべての犯罪について上の条件が充足されるまで留置管理官の前への引致を遅らせることができる。ただしその場合でも、訴追が成功するのに足る証拠があると警察官が信じ、被疑者がさらに述べることはないと示す際に、犯罪について尋問を継続することへの制限について、1991年実務規範C11条4項(後の1995年実務規範C11条4項)は規定している。こういったことは、被疑者を尋問することで証拠を得るためにPACE37条2項、3項の下で留置されている者になされた取調べにも適用される144)。

また取調官が留置管理官への引致を遅らせるような場合には,告発するのに足る証拠が存在するので PACE37条 7 項の告発などの義務を遅らせることはできないと留置管理官を説得することで,ローヤーは取調べの終了を要求し得た。留置管理官が告発しないのであれば PACE37条 7 項によって釈放され,また告発する場合であっても PACE38条によって釈放される。またもしも取調べが終了するべき時点を過ぎるのであれば,自白は PACE76条か78条によって排除されると主張できる。さらに留置が PACEによって許されたものを逸脱するのであれば,不法拘禁となる可能性があった1450。

その一方で、警察留置中に釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると警察官が認めるときは、被疑者をそれら犯罪で逮捕しなければならないと、PACE31条は規定している。そして、その場合の基準時は第1の犯罪での逮捕によって警察署に到着した時点であると、PACE41条4項は規定している¹⁴⁶⁾。そして被疑者が逮捕された犯罪以外の犯罪について証拠を得るための留置を、PACE37条は認めていない¹⁴⁷⁾。確かに被疑者が逮捕下にない犯罪についての尋問を、実務規範は特に禁止していない。しかしもしも被疑者が逮捕されていない犯罪について警察官が尋問を始めるので

あれば,警察官は PACE31条によって被疑者を逮捕するつもりかどうかを ローヤーは尋ねるべきである。もしもイエスなのであれば,それから逮捕 されればその犯罪についての尋問は合法となるであろう¹⁴⁸⁾。

しかしながらもしも逮捕するつもりがないのであれば,恐らくそのことは被疑者によるその犯罪の犯行を疑う合理的な理由を警察官が持っていないということになるのであろう。このような犯罪についてのさらなる尋問は,抵抗されるべきである。もしも警察官がいつまでも続けるのであれば,このような尋問に答えないように被疑者は助言されるべきである¹⁴⁹⁾。犯罪がまったく明らかにされていないか部分的にしか明らかにされていないところで警察が尋問するとか逮捕理由に関連しない犯罪について尋問する場合,警察に協力する準備をしている被疑者や彼らのアドバイザーは,このような尋問を関連するとは思わないという理由でこの性質の尋問に返答しないことがときどきある¹⁵⁰⁾。

こうしてすべての犯罪の訴追が成功するのに足る証拠ができるまで告発を遅らせることが許されている一方で,長期の遅延を許さないかもしれない留置時間への注意が必要であった。もしも延長が許されないのであれば,「足る証拠」の存在する犯罪で被疑者は告発されるべきであり,そして残りの犯罪について捜査を継続するために PACE48条の警察勾留が請求されるべきである¹⁵¹⁾。告発後も,他の犯罪については尋問され得た¹⁵²⁾。しかしながらたとえもしも尋問が他の犯罪について続けられ得たにしても,1つの犯罪について告発されると被疑者はソリシターへのアクセスを許される。告発後警察勾留される場合には,審理前の合理的な期間ソリシターへのアクセスを許されなければならない¹⁵³⁾。

第9節 PACE76条

最初は不法である逮捕が,それだけを理由にその後の自白を不許容には しないであろうが¹⁵⁴⁾,裁判所の自由裁量によって排除されるかもしれな い。しかしながらもしもその違法行為の状況が圧迫を生じさせるのであれ ば、不法な逮捕は自白の法的な許容性を無効にするかもしれない。コモンローの下そして今では法規の下で警察は逮捕理由を告知することを要求され、告知しない場合逮捕は不法になるであろう¹⁵⁵⁾。逮捕されたものの逮捕理由について告知されない者や留置されている理由を警察署で告知されない者は、虚偽自白をするかもしれない。それゆえ逮捕理由を告知しないことは、圧迫を結果するかもしれない。それは PACE76条 2 項の下で自白を無効にするかもしれない。

逮捕の不正な性質やもともと合法であった留置のその後の不正な延長に被疑者が気がついているところで、身柄を拘束している者が1つの点について進んで不法に活動することは、他の点についても被疑者を圧迫する支度や意図のあることを暗示しているという恐れを、被疑者は心に抱きがちであるかもしれない。これは、被疑者の自由意思をしだいに弱める強い要素であるかもしれない。

そうしてデービソン事件判決 156 において,さまざまな違反を伴う不法に延長された留置は圧迫を結果したという理由で 157),被疑者の取調べは排除された 158)。ここでは被疑者に不利な証拠がなかったのに,警察は第1の取調べの後で被疑者を釈放しなかった(PACE34条違反)。そして留置管理官はその状況について知らされなかった(PACE37条違反) 159)。そして被疑者がソリシターを要求している事実が留置記録に記録されなかった(PACE39条 1 項(b)違反)。そして被疑者がソリシターにアクセスすることを不許可にした警察官の懸念は不合理であった(PACE58条違反) 160)。そして被疑者は,金の延べ棒強盗に関連するはるかにより重大な犯罪では逮捕されていなかった(PACE31条違反) 161 。

PACE31条における他の犯罪での逮捕義務のような強制的なルールへの 違反であってさえ, PACE76条 2項(a)の下で自動的に圧迫となり獲得された証拠の排除を結果したのであれば不適切であったことが言われていた 162)。しかしデービソン事件判決では, 取調官の本当の関心は金の延べ 棒強盗にあり, 対面をアレンジするのに留置は延長され, 対面がなされる

までの間留置の本当の理由について告知せずにいた可能性を,さまざまな違反は少なくとも生じさせていた。もしもこのような可能性が裁判官の心に浮かんだのであれば,証拠を排除することについて裁判官は正しかったであろう¹⁶³⁾。

第10節 ホールディング・チャージ

逮捕や留置は、しばしば非公式の目的を持っている。いくつかの逮捕は、表向き逮捕がなされた犯罪に関連しない犯罪についての証拠を獲得することを目的としていた¹⁶⁴⁾。チョークレイ事件判決において、被逮捕者がその犯罪を犯したと疑う合理的な理由を警察が持つのであればホールディング・チャージで警察が逮捕することは適切であると、控訴院は判決した。そして他のより重大な犯罪を捜査する欲求にこのような逮捕が動機付けられているという事実は、それを無効にしないとされた¹⁶⁵⁾。しかしながら逮捕時に罪状の発展の可能性がないことを逮捕官が知っている場合は、たとえ合理的な嫌疑を基礎になされているにしても逮捕は不法となろう¹⁶⁶⁾。またもしも実際にその犯罪を犯していたと疑うような理由のない場合も、その逮捕は不法となろう¹⁶⁷⁾。

1998年人権法 (Human Rights Act 1998) 168 は,これに影響しそうもないであろう。テロリズム防止法に関してヨーロッパ裁判所において判決が下された事件では,逮捕の主たる目的はテロリズムに関連していたにもかかわらず被疑者が合理的に嫌疑をかけられた犯罪での逮捕を許した169 。チョークレイ事件判決におけるシチュエーションが,ヨーロッパ人権条約と衝突すると考える理由はない。

この分野を支配する公法原理の中心にあるものは,訴追の論理的な可能性ではなく警察の本当の動機が何なのかである。しかしながら強盗への共謀という重大犯罪に対抗するために小さな自由の剥奪を含みつつも逮捕は合法になされたという理由で,チョークレイ事件判決は受け入れられるのかもしれない¹⁷⁰⁾。

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

- 1) 1984 c. 60. at 2763-2785.
- 1984 c. 60. at 2772-2773.
- 3) 留置延長が不許可となる場合に他の犯罪で逮捕することで告発までの留置時間を引き延ばすことは、PACE31条と41条 4 項によってできない。しかし PACE31条は、被逮捕者が警察署に居る場合にのみ適用される。それゆえ裁判所に居る間に再び逮捕し得たのであれば、警察 は留置時間を延長し得たことが論じられた〔参照,R.v. Waltham Forest Magistrates' Court, ex p. Lee and Lee [1993] Crim. L. R. 522 》。しかしながらこういったことは PACE41条の趣旨に明らかに反することから、延長期間に得られた証拠は PACE78条によって排除されるかもしれない〔Ed Cape, Defending suspects at police stations, 2nd ed. 1995, at 273-274 》。
- 4) 逮捕官に限定されない (M. D. A. Freeman, Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 60-63; M. D. A. Freeman, POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, Peter Allsop (ED.), CURRENT LAW STATUTES ANNOTATED 1984, vol. 4, 1985, at 60-63 l.
- Vaughan Bevan and Ken Lidstone, A Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 163-164.
- 6) Hargreaves and Levenson, A practitioner's guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 83: Howard Levenson and Fiona Fairweather, Police Powers: a practitioner's guide, 2nd ed., 1990, at 105: Freeman, supra note 4, at 60-64; at 60-64.
- Christopher L. Ryan and Katherine S. Williams, POLICE DISCRETION, PUBLIC LAW, 1986. at 287.
- Hargreaves and Levenson, supra note 6, at 83: Levenson and Fairweather, supra note 6, at 105.
- T. C. Walters and M. A. O'Connell, A Guide to THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1985, at 45-46.
- 10) Hargreaves and Levenson, supra note 6, at 83; Levenson and Fairweather, supra note 6, at 105; Freeman, supra note 4, at 60-64; at 60-64. 参照, Cape, supra note 3, at 282.
- Howard Levenson, Fiona Fairweather and Ed Cape, Police powers A practitioner's guide,
 3rd ed., 1996, at 170-171.
- D. J. Birch, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (2) Powers of Arrest and Detention [1985] Crim, L. R. 545, at 547.
- 13) Walters and O'Connell, supra note 9, at 46.
- 14) 参照, R. v. Samuel [1988] 1 Q. B. 615, at 622.
- 15) Levenson and Fairweather, supra note 6, at 105.
- 16) したがって、より軽微な犯罪による別件逮捕の余地はなくなる〔森雅仁「英国における 捜査手続 」捜査研究472号78頁(1991年)〕。
- 17) Hargreaves and Levenson, supra note 6, at 83.
- 18) 参照, 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学278号1143頁(2001年)。
- 19) Hargreaves and Levenson, supra note 6, at 82; Levenson and Fairweather, supra note 6, at

104. 参照, Richard Clayton and Hugh Tomlinson, Civil Actions Against the Police, 1987, at 134-135.

PACE31条は、警察官がいざという時のために犯罪を用意しておくことを禁じており、かつ留置中の者が何について身柄拘束されているのかを正確に知ることを確実にしている (Alan E. Greaves and David Pickover, The Police and Criminal Evidence Act 1984 A Guide for the Practitioner, 1986, at 51 L.

- 20) 参照, 拙稿・前掲註(18)1143頁。
- 21) 森・前掲註(16)80頁,森雅仁「英国における捜査手続 」捜査研究474号63頁(1991年), Sunny Cheung Man Kwan「香港における逮捕手続の比較法的検討」岡山大学大学院文化 科学研究科紀要13号148-147,132-131,113頁(2002年)。
- 22) L. H. Leigh, Police Powers in England and Wales, 2nd ed., 1985, at 131. 強盗で逮捕後取調べ中に窃盗でも逮捕されて黙秘権の告知を受けた様子について,参照, 大出良知「連載・イギリス刑事手続見聞記 取調べへの立会いを実現」季刊・刑事弁護10 号32-34頁(1997年).
- 23) Jack English and Richard Card, Butterworths Police Law, 1985, at 48, 54; 2nd ed., 1988, at 50, 56; 3rd ed., 1991, at 52, 60; 4th ed., 1994, at 49, 69; 6th ed., 1999, at 57, 76; 7th ed., 2001, at 61, 86.
- 24) たとえ警察が関与の証拠を持たない場合であってさえ、被疑者が他の犯罪を認めるかを確かめる目的で他の犯罪についての尋問がなされるかもしれない。また他の犯罪についての尋問は、被疑者に圧力をかけるためになされるのかもしれない。もしも被疑者が逮捕された犯罪よりもより重大か大規模な犯罪について警察が尋問したがっていると被疑者が信じるのであれば、他の事件を追及することから警察を引き離すために被疑者は逮捕された犯罪について自白するかもしれない (Ed Cape, Police interrogation and interruption, NEW LAW JOURNAL, January 28, 1994, at 120)。
- 25) 参照, David Barnard, The Criminal Court in Action, 3rd ed., 1988, at 76.
- 26) 参照, R. v. Davison [1988] Crim. L. R. 442.
- 27) Chris Lethem, POLICE DETENTION, 1991, at 47; 2nd ed., 1998, at 74.
- 28) 1984 c. 60, at 2770-2772.
- 29) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 163-164; Vaughan Bevan and Ken Lidstone, The Investigation of Crime: A Guide to Police Powers, 1991, at 265-266; 2nd ed., 1996, at 301.

しかしながら , PACE31条はホールディング・チャージを規制しないという見解もあった (John Marston and Robin E. Nottridge, Police Powers and Duties: A practical guide to Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 28-29)。

- 30) 歴史的にイングランドにおいて逮捕のもともとの目的は,裁判所の前に犯人を引致する ことであって取調べが目的ではなかった (Deborah Cheney, Lisa Dickson, John Fitzpatrick and Steve Uglow, CRIMINAL JUSTICE AND THE HUMAN RIGHTS ACT 1998, 1999, at 56)。
- Mike Maguire, EFFECTS OF THE "P. A. C. E." PROVISIONS ON DETENTION AND QUESTIONING, The British Journal of Criminology, vol. 28-1, 1988, at 23-24.

しかし取調べは、もともとの嫌疑に関連しようがしまいが警察がしたい尋問を警察がしたい方法で被疑者にできるシチュエーションを作り出すことを警察に許している(参照,

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

Mike McConville and Jacqueline Hodgson, THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE Custodial Legal Advice and the Right to Silence (Research Study No. 16), 1993, at 185, 187-188)。逮捕のもともとの理由とその尋問が少しも関係しない場合であってさえ,被疑者は個人的な人間関係であるとか新しい服をどこで手に入れどのように代金を払ったのかといったことを尋問されるということが言われていた (Satnam Singh, Understanding the Long-Term Relationship between Police and Policed, Mike McConville and Lee Bridges (ED.), Criminal Justice in Crisis, 1994, at 169. 参照,播磨信義「英国の近年の主要な冤罪事件とその救援運動」神戸学院法学25巻 2 号86-87頁(1995年)』。

- 32) Lethem, supra note 27, at 62; at 129.
- 33) Leigh, supra note 22, at 104; Clayton and Tomlinson, supra note 19, 1987, at 161; 1992, at 193; Peter Murphy (ED.), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 3rd ed., 1993, at 866-867; 4th ed., 1994, at 876-877; 5th ed., 1995, at 892; 6th ed., 1996, at 892; 7th ed., 1997, at 902-903; 9th ed., 1999, at 944; 10th ed., 2000, at 964-965; 11th ed., 2001, at 984; 12th ed., 2002, at 976.

ローヤーが逮捕の最初の理由と被逮捕者が留置された犯罪を見出すことは,共に必要である。ほとんどの場合同一だが,PACE31条によって別罪で逮捕されている可能性があるからである。また留置管理官は,理由を告知しなければならない。PACE37条2項は,被逮捕犯罪にのみ関係している〔Cape, supra note 3, at 72-74, 91,93. 参照,岡田悦典「イギリスの捜査弁護」刑法雑誌39巻1号69-70頁(1999年)]。

- 34) Lethem, supra note 27, at 65; at 129.
- 35) L. H. Leigh, *DETENTION AND QUESTIONING*, PUBLIC LAW, 1985, at 415: Leigh, supra note 22, at 103. 参照, David Dixon, Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, 1997, at 148.
- 36) 参照, Shaaban Bin Hussien v. Chong Fook Kam [1969] 3 All E. R. 1626; [1970] A. C. 942; R. v. Dick [1947] 2 D. L. R. 213, at 225. そこでは,警察ははるかにより重大な罪状について取調べるのに取るに足らない罪状で逮捕するべきではないことが指摘されていた。
- 37) Leigh, supra note 22, at 51; Dixon, supra note 35, at 148.
- 38) 同じ所轄地域ではあるが異なる警察署が、別罪で被疑者の身柄を要求する場合がある。 第2の犯罪についての基準時は、この場合も第1の犯罪についての基準時である。そこで 第1の犯罪を扱っている間に、どのようにして第2の犯罪についての留置期間を確保する のかが問題となる。考えられる方法としては、それら犯罪のうちの1つを保釈する、また は同じ警察署で両罪の捜査を行うといったことがあげられる。ただし被疑者を混乱させる 可能性があり、その場合には自白を撤回するか制限することが許されるかもしれない (Glenn Hutton and David Johnston, Blackstone's POLICE MANUAL EVIDENCE AND PROCEDURE 2001 edition, 3rd ed., 2000, at 236)。
- 39) 参照, 拙稿・前掲註(18)1144-1145頁。
- 40) 参照, 拙稿・前掲註(18)1145頁。
- 41) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 199-201; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 311-312; at 353-357.
- 42) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE, 1985, at 60.

- 43) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 65.
- 44) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60 (1)(a) and s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 61.
- 45) Cape, supra note 3, at 32.
- 46) 1984 c. 60, at 2774-2776.
- 47) 参照,多田辰也「被疑者取調べとその適正化(三・完)」立教法学30号63頁(1988年) (被疑者取調べとその適正化(1999年)所収)。
- 48) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 203-204; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 315-316; at 360-361.
- 49) Bevan and Lidstone, supra note 29, at 316; at 361.
- 50) 警察が告発するのに足る証拠を持つ場合に,PACE42条は告発を遅らせる権限を警察に 与えていない (R. v. Samuel, supra note 14, at 623; Levenson and Fairweather, supra note 6, at 122 l.
- 51) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 204; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 315-316;

留置審査官が告発するのに足る証拠があると考える場合,留置延長が許可され得る他の重大な逮捕可能犯罪が存在するのでなければ,PACE42条1項と1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)によって24時間を超えて留置延長は許可されないという見解がある [Hutton and Johnston, supra note 38, 2000 edition, 2nd ed., 1999, at 228; 2001 edition, 3rd ed., 2000, at 244]。

- 52) 留置延長を警察が請求する際に、被疑者がいまだ法的に代理されておらずそして代理されることを望むのであれば、代理されるまでの間裁判所は審理を延期できる。そして延期している間警察の下での留置を裁判所は許可してよい。治安判事の前での審理において被疑者は異議申立を許されるといったことから被疑者は保護されそうであるが、実際には1980年治安判事裁判所法128条による PACE 施行前の状況からほとんど変更はない可能性があるということが言われていた [James Morton, Handling Criminal Cases: A Guide to Preparation and Defence, 1986, at 13, 50-51].
- 53) 「PACE43条 4 項 本条または44条の規定による留置の延長は、(a)告発することなく留置を続けることが被留置者の逮捕の理由となった犯罪に関する証拠の収集もしくは保全のため、またはその者の尋問によってそのような証拠を収集するため必要であり、(b)その者の逮捕の理由となった犯罪が重大な逮捕可能犯罪であり、かつ(c)捜査が真摯かつ迅速に行われているときに限り許可するものとする」(1984 c. 60, at 2776-2777)。

参照,法務大臣官房司法法制調査部編(三井誠 = 井上正仁訳)・イギリス警察・刑事証拠法/イギリス犯罪訴追法49頁(1988年)。

- 54) 参照, Clifford Chatterton, Bail: Law and Practice, 1986, at 22.
- 55) 「PACE43条1項 治安判事裁判所は,警察官が宣誓の上基礎となる資料を添えて行う 請求に基づき当該請求の対象とされた者の留置の延長を正当化できると信じる合理的な理 由があると認めるときは,その者の警察留置を延長することを許可する留置継続令状を発

- することができる」[1984 c. 60. at 2776]。
 - 参照,法務大臣・前掲註(53)48-49頁。
- 56) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 208; Ken Lidstone and Clare Palmer, Bevan and Lidstone's The Investigation of Crime A Guide to Police Powers, 2nd ed., 1996, at 365-366; Cape, supra note 3, at 276.
- 57) ある犯罪で告発された裁判所の前に被疑者が引致されないのであれば,警察勾留する権限はない (Martin Iller and George Goodwin, Criminal Litigation, 1985, at 72, 236).
- 58) St John A. Robilliard and Jenny McEwan, Police Powers and the Individual, 1986, at 165.
- 59) Emlyn Williams, ABC GUIDE TO THE PRACTICE OF THE MAGISTRATES' COURTS, 1986. at 149.
- 60) David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 161.

PACE によって規制される以前において,警察勾留は繰り返しなされ得た〔拙稿「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学277号793,828頁(2001年)〕。1980年治安判事裁判所法128条 6 項〔1980 c. 43, at 929-930〕は丸8日間を超える勾留を禁じているが,1980年治安判事裁判所法128条 7 項の警察勾留が3回繰り返されるとそれを超えてしまう。その結果,不法目的侵入で告発されて丸9日間警察勾留され,130件の他の不法目的侵入の自白へと導いた事例があった〔Bevan and Lidstone,supra note 29, 1991, at 337〕。

PACE によって規制された以後において,警察勾留が繰り返しなされ得るかについて は争いがある (*PRACTICAL POINTS*, JUSTICE OF THE PEACE, vol. 155, JANUARY 19, 1991, at 48 lage of the peace of

- 61) その一方で、実務は拘置所などへの勾留を請求し他の犯罪についての取調べはそこで 行ってきたという見解もあった (Barrie L. Irving and Ian K. McKenzie, POLICE IN-TERROGATION: THE EFFECTS OF THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1989, at 67)。
- 62) 他の犯罪についての取調べを含む捜査が、PACE 以前における最も共通した理由であった (Freeman, supra note 4,at 60-92; at 60-92)。
- 63) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 336; at 385. 参照, Robilliard and McEwan, supra note 58, at 165.
- 64) 1976 c. 63.
- 65) 勾留とは,拘置所または17歳から20歳の場合はリマンド・センターで身柄を拘束される ことを意味する (Peter Hungerford-Welch, CRIMINAL LITIGATION AND SENTENCING, 1994, at 54; 4th ed., 1998, at 132; 5th ed., 2000, at 148 l_o
- 66) 治安判事は個人の自由への不必要な侵害に対する効果的な保障であるのかもしれない。 もしも治安判事が十分なケアをし損なうのであれば,個人の権利へのかなりの侵害をきた すであろう (Robilliard and McEwan, supra note 58, at 154)。
- 67) この3日間は,勾留の日と再び裁判所に出廷する予定の日の間に入らなければならない と言われていた (Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Bevan and Lidstone, supra note

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

29, at 336; at 385. 参照,森雅仁「英国における捜査手続」」捜査研究476号80頁(1991年))。

なお警察留置に付されていた期間は, PACE49条 [1984 c. 60, at 2783-2784] によって拘禁刑の刑期に算入される [Leigh, supra note 22, at 117]。

- 68) 他の勾留場所の代わりに裁判所の命令によって留置されることから, PACE 第4編の告発までの留置の制限や留置継続の許可といったことについての規定は適用されない (Ken Sloan, Law & Police Review officer during commital to police station, POLICE REVIEW, 2 AUGUST, 1991, at 1583)。しかし PACE 第5編 (1984 c. 60, at 2785-2799) の保障は受ける (Home Office Circular No. 88/1985; Ken Sloan, Law & Police Three day lie down reviews for the last time, POLICE REVIEW, 18 OCTOBER, 1991, at 2109)。
- 69) そうして保釈するか勾留するかを裁判所は決める (Robilliard and McEwan, supra note 58 at 165).
- 70) すなわち警察署で留置されている間, 犯罪を犯した嫌疑で単に無令状逮捕されたケースと同様に [Murphy (ED.), supra note 33, 12th ed., 2002, at 1158] PACE と実務規範に従って取扱われる [Marston and Nottridge, supra note 29, at 113-114; Robilliard and McEwan, id. at 165]。
- 71) 「PACE 40条
 - 1項 次に掲げる者は本条の規定に従い,犯罪の捜査に関して警察留置に付される者の 留置についての審査を定期的に行わなければならない。(a)逮捕されかつ告発された 者については留置管理官,そして(b)逮捕されたが告発されていない者については捜 査に直接関与していない警部以上の階級の警察官。
 - 2項 本条において審査を行う警察官は『留置審査官』と言う。
 - 3項 4項に定める場合を除き、(a)第1回目の審査は、最初に留置が許可されたときから6時間以内に、(b)第2回目の審査は、第1回目の審査のときから9時間以内に、(c)その後の審査は、9時間を超える間隔を置かずに、行わなければならない」 [1984 c. 60, at 2770-2771]。

参照,法務大臣・前掲註(53)43頁。

- Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 336; at 385-386.
- 73) Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 60, at 161.
- 74) Ian McLean, Peter Morrish and John Greenhill, MAGISTRATES' COURT INDEX, 10th ed., 1994, at 10-11; Inigo Bing, CRIMINAL PROCEDURE AND SENTENCING IN THE MAGISTRATES' COURT, 3rd ed., 1994, at 40; 4th ed., 1996, at 56. 参照, R. v. Bailey and another [1993] 3 All E. R. 513.
- 75) Hutton and Johnston, supra note 38, at 72.
- 76) Michael Zander, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1985, at 61; 2nd ed., 1990, at 90; 3rd ed., 1995, at 105.
- 77) Bing, supra note 74, 2nd ed., 1992, at 34; 1994, at 40; 1996, at 56. 参照, R. v. Penrith Justices, ex parte Morley, Queen's Bench Division, 20 December 1989 (LEXIS); [1990] Crim. L.

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

- R. 592; J. N. Spencer, *REMANDING ACROSS DIVISION AND COUNTY BORDERS*, JUSTICE OF THE PEACE, vol. 155-1, JANUARY 5, 1991, at 6-7.
- 78) Christopher J. Emmins, A Practical Approach to Criminal Procedure, 3rd ed., 1985, at 418; 4th ed., 1988, at 442; John Sprack, Emmins on Criminal Procedure, 6th ed., 1995, at 447; 8th ed., 2000, at 103.
- 79) 同様の権限は北アイルランドには存在しない [Bevan and Lidstone, supra note 29, at 329 : at 374 L
- 80) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Lidstone and Palmer, supra note 56, at 385-386.
- 81) Zander, supra note 76, 1985, at 61; 1990, at 90.
- 82) Id. 1995, at 105.
- 83) 参照, Sloan, supra note 68, 2 AUGUST, 1991, at 1583; Sloan, supra note 68, 18 OCTOBER, 1991, at 2109; Ken Sloan, Law & Police Three-day lie downs, POLICE REVIEW, 27 DECEMBER, 1991, at 2627.
- 84) 1980年治安判事裁判所法128条 8 項(a)。
- 85) Zander, supra note 76, 1995, at 105-106. 参照, R. v. Sale and Vittori (1990) Luton Crown Court, 14 February.
 - 他方,警察勾留された他の犯罪については告発されていないが,被逮捕犯罪については告発されているのだから PACE40条 1 項(a)が適用されるという見解がある [Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Bevan and Lidstone, supra note 29, at 336-337; at 386]。
- 86) しかし参照, R. v. Feltham Magistrates' Court ex parte Cook, Queen's Bench Division (Crown Office List), CO/409/86, 10 May 1988 (LEXIS).
- 87) Levenson and Fairweather, supra note 6, at 130;Levenson, Fairweather and Cape, supra note 11.at 181-182.
- 88) Levenson, Fairweather and Cape, id. at 182.
- 89) Irving and McKenzie, supra note 61, at 67.
- 90) 告発されそれから尋問された不法目的侵入の被疑者の割合は、1983-4年と1987年との間において増加し、5%から9%となった。そして同時に取調べの回数も増えた。1983-4年においては告発後に尋問された者の3分の1未満が複数回取調べられたが、1987年においてこれは4分の3近くに増加した。平均すると取調べられた者は、1983-4年において1.7回であったのに対して1987年において2.6回尋問された。そして告発と最初の裁判所への出廷の間における取調べから警察勾留中の取調べへと、そのバランスは移動した。こうして警察は、より後の段階で身柄拘束中の被疑者を尋問することで告発前の取調べを制約するものを克服していた〔David Brown, Investigating Burglary: The Effects of PACE (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 123)、1991、 at 29-30 。その一方で、警察勾留は極めて例外的であるという見解もある〔マイケル・ザンダー(江尻隆=戸塚悦朗訳)「英国司法制度の改革 マイケル・ザンダー教授のプレゼンテイション」自由と正義43巻2号152頁(1992年)」。
- 91) 参照, Barrie Irving and Ian McKenzie, *Interrogating in a legal framework*, Rod Morgan and David J. Smith (ED.), Coming to terms with policing, 1989, at 165; Bryan Gibson and Paul

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

Cavadino, Introduction to the Criminal Justice Process, 1995, at 47; David Dixon, Revising 'police powers': legal theories and policing practices in historical and contemporary contexts, Lesley Noaks, Mike Maguire and Michael Levi (ED.), CONTEMPORARY ISSUES IN CRIMINOLOGY, 1995, at 165, 168; Robert Reiner, THE POLITICS OF THE POLICE, 3rd ed., 2000, at 120; English and Card, supra note 23, 2001, at 124; Peter Joyce, Crime and the Criminal Justice System, 2001, at 49-50; Inns of Court School of Law, CRIMINAL LITIGATION AND SENTENCING, 6th ed., 2001, at 231-233, 285-287; Craig Osborne, CRIMINAL LITIGATION, 9th ed., 2001, at 151-152.

- 92) Brown, supra note 90, at 28-30. 参照, D. Brown, Crime clearance and police effectiveness: some reflections on recent U. K. experience. Paper presented at the Annual Meeting of the American Society of Criminology, November 11-14, 1987, at Montreal (Unpublished); Maguire, supra note 31, at 19-43.
- 93) 他のコースは,もしも身柄拘束中の被疑者が最終的に拘留判決を受けるのであれば,内 務省ガイドラインに従って帳消しにされるかもしれない他の犯罪についてディスカッショ ンするために刑務所を訪問することである。
- 94) Brown, supra note 90, at 28, 84.
- 95) Id. at 76.
- 96) K. Bottomley, C. Coleman, D. Dixon, M. Gill and D. Wall, The Impact of Aspects of the Police and Criminal Evidence Act 1984 on Policing in a Force in the North of England. Final report to ESRC., 1989 (Unpublished); David Brown, PACE ten years on: a review of the research (Home Office Research Study 155), 1997, at 68.
- 97) 1983年において勾留の50%が2日間を超えたが,1987年において29%に減少した。 PACE は勾留中も9時間ごとの留置審査を要求しており,留置の継続的な必要性への チェックは勾留を短期化したのかもしれない(Brown, supra note 90, at 43-44.参照, Neil Corre and David Wolchover, Bail in Criminal Proceedings, 1999, at 174)。
- 98) Brown, supra note 96, at 68.

また留置の理由に占める PACE48条の警察勾留の割合については、参照, David Brown, Detention at the Police Station under the Police and Criminal Evidence Act 1984 (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 104), 1989, at 9-10.

また刑務所・拘置所の代わりに警察留置場に代替収容している実態について,参照,田端智明=石田高久「仏・英・独の身柄拘束制度と拘禁施設の現状(三) イギリスについて (上) 」警察学論集49巻11号118,131-132頁(1996年)。

- 99) Robilliard and McEwan, supra note 58, at 165.
- 100) 1984 c. 60, at 2768.
- 101) もっとも長い可能性のあるものとしては、12月23日土曜日に告発される場合がある。その日に裁判所の前に引致されなかったのであれば、翌日は日曜日であり翌々日もクリスマスなので開廷されず、告発後約60時間後の火曜日に裁判所の前に引致されることになる (Lethem, supra note 27, 1998, at 222)。
- 102) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Lidstone and Palmer, supra note 56, at 386. 参照,

立命館法学 2002年4号 (284号)

多田・前掲註(47)64頁。

- 103) Iller and Goodwin, supra note 57, at 72.
- 104) Robilliard and McEwan, supra note 58, at 165-166.
- 105) Iller and Goodwin, supra note 57, at 73.
- 106) Bevan and Lidstone, supra note 5, at 221; Lidstone and Palmer, supra note 56, at 386. 参照, Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266.
- 107) 1984 c. 60, at 2789-2790.
- 108) Iller and Goodwin, supra note 57, at 73.

ただしこれらの権利は,警視の許可によって基準時から36時間後まで差し控えられる可能性があった。しかし他の犯罪について尋問が継続し得た場合であってさえ,いったんある犯罪で告発されると実務規範 C 附則 B 〔参照,拙稿・前掲註(18)1150頁〕によって被疑者はソリシターへのアクセスを認められたということが,サミュエル事件判決において示された〔Lethem,supra note 27, 1998, at 29-32〕。もしも被疑者が1つの犯罪で告発され,1980年治安判事裁判所法128条 7 項の下で勾留請求される場合,審理前の合理的な期間にソリシターへのアクセスを許されなければならない〔1984年実務規範 C 附則 B (A(a)) 4 〔後の1991年実務規範 C 附則 B (A(a)) 5 ,1995年実務規範 C 附則 B (A(a)) 5 〕 [Lidstone and Palmer,supra note 56,at 340〕。もしも被疑者が重大な犯罪で告発され,他の犯罪を進んで認め,取調べを含む捜査が完遂させられるのに被疑者が警察署に残されることに被疑者のソリシターが甘んじているのであれば,実際にこのような勾留は生じるであろう〔Bing,supra note 74、 2^{nd} ed., 1992, at 34;1994, at 40;1996, at 56〕。ソリシターは適切な段階で抗議してもよい〔Anthony Edwards,Advising a Suspect in the Police Station, 4^{th} ed., 1998, at 51〕。

また裁判所の房に勾留されている者 (たとえば法廷への引致を待つ者) も,希望するのであれば合理的に実行可能な限り速やかにソリシターに相談するコモンロー上の権利を持つ (Hungerford-Welch, supra note 65, at 54; at 132; at 149. 参照, R. v. Chief Constable of South Wales and another, Ex parte Merrick [1994] 1 W. L. R. 663 。

- 109) 留置管理官については,参照, Kwan·前掲註(21)130-122頁。
- 110) しかしながら調査によれば、留置管理官が最初の留置を許可しないことは極めて稀である (Ian McKenzie, Rod Morgan and Robert Reiner, Helping the Police with Their Inquiries: the Necessity Principle and Voluntary Attendance at the Police Station [1990] Crim. L. R. 22, at 23-24; Zander, supra note 76, 1995, at 87]。
- 111) Clayton and Tomlinson, supra note 19, 1992, at 193; Dixon, supra note 35, at 148.
- 112) このような実務は、現在までのところ PACE 調査において不十分にしか研究されてこなかった (Dixon, id. at 148)。
- 113) 参照, David Dixon, COMMON SENSE, LEGAL ADVICE AND THE RIGHT OF SILENCE, Public Law, 1991, at 240.
- 114) Dixon, supra note 35, at 148.
- 115) A. K. Bottomley, C. A. Coleman, D. Dixon, M. Gill and D. Wall, The Impact of PACE: Policing in a Northern Force, 1991, at 95-96.

116) Id. at 116-117.

また留置管理官の主な懸念の1つは、チャージ・ルームが忙しくかつ身柄拘束中の被疑者が次回利用可能な裁判所のために留置されているかまたは警察勾留されている際に、審査が遅れることであると言われていた(参照、Maurice Buck, Questioning the suspect, John Benvon and Colin Bourn(ED), THE POLICE, 1986, at 153)。

- 117) CODES, supra note 42, at 53-54.
- 118) 刑事法院で扱われた事件の被疑者のうち5% (5000件)が,最も基本的な保障である黙 秘権の告知を受けていなかったと言われていた (Lee Bridges, *The Royal Commission's Approach to Criminal Defence Services-A Case of Professional Incompetence*, Mike McConville and Lee Bridges (ED), Criminal Justice in Crisis, 1994, at 282 b.

また、「あなたは何も言う必要がない。しかしあなたが後に裁判で依拠しようとすることについて、尋問されたときに述べない場合には、あなたの防御を傷つけるかもしれない。あなたが言ったことはすべて証拠とされるかもしれない」〔参照、鯰越溢弘「黙秘権と刑事弁護」季刊・刑事弁護 2 号167頁(1995年)〕といった黙秘権の告知を受けなければならないこととなった。この改正された黙秘権の告知は、1994年刑事司法・公共秩序法(Criminal Justice and Public Order Act 1994)34条〔1994 c. 33, at 1601-1602〕を考慮している。

その一方で告発後の尋問は例外的な場合にのみ可能であることを,1995年実務規範C16条5項は規定している。このような尋問をする前に,被疑者は何も言う義務はないが供述すれば証拠として提出されるかもしれないといった黙秘権を告知されなければならないし,法的助言の権利にも気づかされなければならない [Lidstone and Palmer, supra note 56, at 338-339]。すなわち告発後に警察が尋問する場合,1994年刑事司法・公共秩序法34条は適用されず,黙秘権の告知は旧式のものでなければならない [Lethem, supra note 27, 1998, at 133, 225]。もしも告発後に尋問がなされるにしても,黙秘からの推認はなされないであるう。この場合に1994年刑事司法・公共秩序法34条の下で被疑者が尋問された際の黙秘からの推認の危険にある場合には,抗議が可能である [Edwards, supra note 108, at 29, 31, 50]。

黙秘権の制限に関しては、参照、井上正仁「イギリスの黙秘権制限法案(1) (2・完)」ジュリスト1053号39-45頁、1054号88-93頁(1994年)、デヴィッド・S・ギャンディー「黙秘権の制限」アジ研所報7号30-35頁(1995年)、青山彩子「イギリスにおける「黙秘権の廃止」立法について」警察学論集48巻12号111-132頁(1995年)、二コラス・フィリップス(渡辺修訳)「「黙秘権」考」神戸学院法学26巻4号63-84頁(1996年)、鯰越溢弘「イギリス刑事司法の近況」刑法雑誌36巻1号186-189頁(1996年)、河本雅也「イギリス刑事司法の新しい動向 刑事司法及び公共の秩序に関する1994年法の黙秘権制限規定を中心に」海外司法ジャーナル2号29-37頁(1996年)、板倉宏「イギリスにおける黙秘権の廃止」警察公論53巻2号37-41頁(1998年)、小早川義則「黙秘権行使と不利益推認の禁止」井戸田侃先生古稀祝賀論文集転換期の刑事法学436頁(1999年)、横山潔「1994年刑事司法及び公共の秩序法解説」外国の立法205号5-12頁(2000年)、横山潔 = 黒澤美絵「1994年刑事司法及び公共の秩序法解説」外国の立法205号13-133頁(2000年)、Kwan・前掲註(21)119

百など。

- 119) CODES, supra note 42, at 57.
 - 参照,渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(一)」判例タイムズ 595号26頁(1986年),鯰越溢弘「逮捕・勾留中の被疑者取り調べと「供述の任意性」」法 政理論20巻4号34頁(1988年)。
- 120) アッソーラムン事件判決 [R. v. Absolam (1989) 88 Cr. App. R. 332] では,尋問の目的はより重大な犯罪の自白を引き出すことであった。しかしマッグァイヤー事件判決では尋問の目的は無罪を釈明する機会を被逮捕者に与えるものであり,アッソーラムン事件判決とは区別されるということが言われた [R. v. Maguire (1990) 90 Cr. App. R. 115, at 119. 参照, R. v. Maguire [1989] Crim. L. R. 815, at 815; Zander, supra note 76, 1995, at 184-185]。
- 121) Thomas Gibbons, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984(3) The Conditions of Detention and Questioning by the Police [1985] Crim. L. R. 558, at 564-565.
- 122) PACE 以前において警察による被疑者告発の概念は、敵対関係にある尋問の終わりのマーカー・ポイントであることを除けば法的なステータスはなかった。尋問を続ける自由 裁量に PACE は制約を課した。告発するのに足る証拠があるのであれば被疑者を告発するか釈放する警察に課せられた法定の義務が今や初めて存在し、そして警察による告発は 法律上の概念となった (Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 60, at 190-191)。
- 123) David Feldman, Regulating Treatment of Suspects in Police Stations: Judicial Interpretation of Detention Provisions in the Police and Criminal Evidence Act 1984 [1990] Crim. L. R. 452, at 466-467.
- 124) 一般的に告発後は尋問されないと考えられている。なぜなら告発された時点で被疑者は 観念的には裁判所の支配下にあり、警察官らは自らの職務を全うしたと自らをみなすべき であるからだと言われている [Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 7th ed., 1996, at 109. 参照,マイケル・ザンダー「Duty Solicitor 制度の成立と被疑 者の権利」英国当番弁護士制度視察報告書20頁(1991年)]。 ところが刑事司法に関する王 立委員会 (The Royal Commission on Criminal Justice) (以下,ランシマン委員会 (Runciman Commission))は,1993年の報告書において告発後の尋問を認める勧告をなし te (THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE REPORT (Cm 2263), 1993, ch. 2, paras 39-42. 参照, Summary of Recommendations, N. L. J., July 9, 1993, at 993; H. C., HOME AFFAIRS COMMITTEE REPORT OF THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE MINUTES OF EVIDENCE, 46-i, 24 November 1993, para. 65; Andrew Sanders and Richard Young, Criminal Justice, 1994, at 152-154; Jacqueline Hodgson, Adding Injury to Injustice: The Suspect at the Police Station, Stewart Field and Philip Thomas (ED.), Justice and Efficiency? The Royal Commission on Criminal Justice, 1994, at 96; Steve Uglow, CRIMINAL JUSTICE, 1995, at 109; Gary Slapper and David Kelly, The English Legal System, 4th ed., 1999, at 334; 5th ed., 2001, at 391. 庭山英雄「刑事司法王立委員会報告書に学 ぶ」専修法学論集60号224-225頁(1994年),小山雅亀「刑事手続き」刑法雑誌33巻3号 486頁 (1994年))。この勧告に対しては批判が強く [Legal Action Group, PREVENTING MISCARRIAGES OF JUSTICE, 1993, at 7-8; Robert Reiner, The Royal Commission on

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

Criminal Justice (I) Investigative Powers and Safeguards for Suspects [1993] Crim. L. R. 808, at 813; Lee Bridges and Mike McConville, Keeping Faith with their own Convictions: The Royal Commission on Criminal Justice, Mike McConville and Lee Bridges (ED.), Criminal Justice in Crisis, 1994, at 16-17; John Wadham, Miscarriages of Justice: Pre-Trial and Trial Stages, Mike McConville and Lee Bridges (ED.), Criminal Justice in Crisis, 1994, at 248-249; Bridges, supra note 118, at 282-283; Fiona Cownie and Anthony Bradney, English Legal System in Context, 1996, at 252; 2nd ed., 2000, at 258-259),何らかの形で明文化されるということはなかった(Zander, id. 1996, at 117-118; 8th ed., 1999, at 125〕。

- 125) Walters and O'Connell, supra note 9, at 76; Peter Mirfield, CONFESSIONS, 1985, at 150-151.
- 126) Gibbons, supra note 121, at 564-565.
- 127) 参照, R. v. Samuel, supra note 14.
- 128) Feldman, supra note 123, at 466-467. 参照, R. v. Samuel, id. at 623-624; R. v. Davison, supra note 26.
- * 参照 , Sprack, supra note 78, 1995, at 402; R. v. Coleman, Knight and Hochenberg, October 20, 1995 (94/4814/X4), C. A.; R. v. Pointer [1997] Crim. L. R. 676, at 676-678; R. v. Griffin [1998] Crim. L. R. 418, at 418-420; R. v. McGuinness [1999] Crim. L. R. 318, at 318-320; R. v. Gayle [1999] Crim. L. R. 502, at 502-504; R. v. Ioannou [1999] Crim. L. R. 586, at 586-587; R. v. Odeyemi [1999] Crim. L. R. 828, at 828-830.
- また1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)は、被拘束者がその犯罪について述べることを望む「すべて」を述べたと思料するときまで留置管理官の前への引致を遅らせることを可能にした〔参照,McConville and Hodgson,supra note 31, at 201-202; Richard V. Ericson, The Royal Commission on Criminal Justice System Surveillance, Mike McConville and Lee Bridges (ED.), Criminal Justice in Crisis, 1994, at 118; Lidstone and Palmer, supra note 56, at 549〕。このような言い回しに対しては懸念が表明されていた〔Anne Grosskurth, PACE at the police station, LEGAL ACTION, November 1989, at 7; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, The questioning code revised and the flaws which persist-3, NEW LAW JOURNAL, March 23, 1990, at 409; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, The Questioning Code Revamped [1991] Crim. L. R. 232, at 250-251; McConville and Hodgson, id. at 61; Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 60, at 195-196〕。
- 131) David Brown, Tom Ellis and Karen Larcombe, Changing the Code: Police detention under the revised PACE codes of practice (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 129), 1992, at 7, 80.
- 132) Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 60, at 197.
- 133) 当該委員会の委員長は、ランシマン委員長(Viscount Runciman of Doxford CBE FBA (Chairman))であった。
- 134) REPORT (Cm 2263), supra note 124, ch. 2, para. 39. 参照, Zander, supra note 76, 1995, at 192.

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

- 135) Lethem, supra note 27, 1998, at 132.
- 136) Zander, supra note 124, 6th ed., 1993, at 191; 1996, at 164-165; 8th ed., 1999, at 176. 参照, J. D. Heydon and Mark Ockelton, Evidence Cases and Materials, 3rd ed., 1991, at 211; 4th ed., 1996, at 195.
- 137) Lethem, supra note 27, 1998, at 132.
- 138) 第1に,1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)は「訴追が成功するのに足る証拠」であるのに対して,PACE37条7項は「告発するに足りる十分な証拠」である。後者は前者よりも低い程度の証拠である。それゆえ留置管理官が告発するのに足る証拠の存在を認めるのであれば、告発しなければならない。

第2に、1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)は複数の犯罪のすべてについて条件が充足されるまで留置管理官への引致を遅らせることが可能であるとするが、PACE37条はそのようなことを規定していない。それゆえ1つの犯罪について告発するのに足る証拠が存在すると留置管理官が判断するのであれば、PACE37条にしたがって告発しなければならない。被疑者は釈放後に再び逮捕される可能性はある(Levenson, Fairweather and Cape, supra note 11, at 171, 220-221)。

- 139) それゆえ裁判所によって承認されないであろう [Zander, supra note 76, 1990, at 117. 参照, Cape, supra note 3, at 276]。
- 140) Zander, id.at 76. 参照, Lethem, supra note 27, 1998, at 37.
- 141) Zander, id. 1990, at 76; 1995, at 88.
- 142) 被疑者が1つの犯罪で告発されると,たとえ他の犯罪についていまだ尋問されている場合であってさえ,実務規範C附則Bに従ってソリシターへのアクセスを許される (Id. at 76; at 88)。
- 143) Id. 1990, at 117.
- 144) Bevan and Lidstone, supra note 29, at 300-301; at 338.
- 145) Cape, supra note 3, at 235-236, 281-282.
- 146) Bevan and Lidstone, supra note 29, at 300-301; at 338.
- 147) Ed Cape, Detention Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean? [1999] Crim. L. R. 874, at 875; Ed Cape, Sufficient evidence to charge?, NEW LAW JOURNAL, August 6, 1999, at 1230.
- 148) Cape, supra note 24, at 120.
- 149) Id. at 120.
- 150) McConville and Hodgson, supra note 31, at 187.
- 151) Bevan and Lidstone, supra note 29, at 298, 300-301; at 338.
- 152) Heydon and Ockelton, supra note 136, at 211; at 195; David J. Feldman, England and Wales, Craig M. Bradley (ED.), Criminal Procedure A Worldwide Study, 1999, at 112.
- 153) Bevan and Lidstone, supra note 29, at 301; at 340.
- 154) Ackroyd and Warburton (1824) 1 Lewin 49.
- 155) Christie v. Leachinsky [1947] A. C. 573 および PACE 第 3 編〔1984 c. 60, at 2755-2763]。
- 156) R. v. Davison, supra note 26.

- 157) 警察の権限は不法な方法で行使されており、それゆえ圧迫を結果する可能性があった。 それが圧迫を結果しないことの立証責任は訴追側にあったが、立証はされなかった〔参照、 Rupert Cross and Colin Tapper, Cross on Evidence, 7th ed., 1990, at 616; 9th ed., 1999, at 618-619〕。 したがって、第1の取調べ後のすべての証拠は PACE 76条 2 項(a)の下で排除 されなければならなかった〔Zander, supra note 76, 1990, at 191; 1995, at 223〕。
- 158) Wolchover and Heaton-Armstrong, supra note 60, at 551-552. 参照, Di Birch, The Pace Hots Up: Confessions and Confusions Under the 1984 Act [1989] Crim, L. R. 95, at 102.
- 159) PACE34条および37条に違反するので、留置管理官は留置を許可するべきではなかった。 ここで留置管理官はその状況について知らされていなかったことになっているが、留置管 理官は留置の基礎となるものについて精力的に調べていなかったように思われる (Sybil Sharpe, JUDICIAL DISCRETION AND CRIMINAL INVESTIGATION, 1998, at 117)。
- 160) 取調ベ中のソリシターの不在は通常,圧迫にならなかった。しかし刑事裁判所は,被疑者が6時間不法に留置された後で開始された3時間の取調べの間になされた自白を,圧迫を理由にして排除した [R. v. Davison, supra note 26]。このように圧迫は,拷問,非人間的または屈辱的な取扱いに限られず,圧迫を結果するかどうかは裁判所が判断することである [Levenson and Fairweather, supra note 6, at 207]。
- 161) M. Bedri Eryilmaz, Arrest and Detention Powers in English and Turkish Law and Practice in the Light of the European Convention on Human Rights, 1999, at 327.
- 162) それは,不適切以上であったとも言われた [Zander, supra note 76, 1990, at 191; 1995, at 223].
- 163) D. J. Birch, R. v. Davison, Commentary. [1988] Crim. L. R. 444, at 444-445. 参照, S. H. Bailey and M. J. Gunn, SMITH AND BAILEY ON THE MODERN ENGLISH LEGAL SYSTEM, 1991, at 612-613.
- 164) Andrew Sanders and Richard Young, Criminal Justice, 2nd ed., 2000, at 140.
- 165) 参照, Jenny McEwan, Evidence and the Adversarial Process The Modern Law, 2nd ed., 1998, at 220; Slapper and Kelly, supra note 124, at 311; at 367-368; Lord Templeman (ED.), TEXTBOOK English and European Legal Systems, 1999, at 193-194.
- 166) Murphy (ED.), supra note 33, 1999, at 927; 2000, at 947; 2001, at 966; 2002, at 958; Inns, supra note 91, at 13.

しかし比較的軽微な犯罪について訴追する意図がなかったと逮捕官が知っていた場合であってさえ、逮捕は合法であるという見解に裁判所はあったようである。問題の逮捕をなした警察官は上級警察官の隠れた動機を知らなかったことから、そしていずれにせよ逮捕の正当性に関する議論は判決には重要でなかったことから、それは付随的なことであった (P. J. Richardson (ED.), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 1999, at 1340: 2002, at 1382-1383 l.

- 167) Fraser Sampson, Blackstone's POLICE MANUAL GENERAL POLICE DUTIES HUMAN RIGHTS EDITION 2001, 3rd ed., 2000, at 107.
- 168) 1998 c. 42. 参照, 江島晶子「一九九八年イギリス人権法の実施過程に関する検討」法学新報108巻

- 3号551-575頁(2001年), 葛野尋之「刑事手続への実効的参加と少年の公開刑事裁判」光藤景皎先生古稀祝賀論文集下巻863頁(2001年)など。
- 169) 参照, D. J. Harris, M. O'Boyle and C. Warbrick, Law of the European Convention on Human Rights, 1995, at 128-131; Cheney, Dickson, Fitzpatrick and Uglow, supra note 30, at 55-57; 2nd ed., 2001, at 65-72.
- 170) Sanders and Young, supra note 164, at 164.

第3章 考 察

以上を整理すると、次のようである。

第1章第4節1,第2章第10節で述べたように,チョークレイ事件判決において,被逮捕者がその犯罪を犯したと疑う合理的な理由¹⁾を警察が持ち逮捕時に告知したのであれば,ホールディング・チャージで警察が逮捕することは適切であると控訴院は判決した。他のより重大な犯罪を捜査する欲求にこのような逮捕が動機付けられているという事実は,それを無効にしないとされた²⁾。ただしここでなされたより重大な犯罪についての捜査は,取調べではなく盗聴器によるものであった³⁾。また逮捕時に罪状の発展の可能性がないことを逮捕官が知っている場合は,たとえ合理的な嫌疑を基礎になされているにしても逮捕は不法となろう⁴⁾。またもしも実際にその犯罪を犯していたと疑うような理由のない場合も,その逮捕は不法となろう⁵⁾。

他方,ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により 重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては,PACE および実務規範によって次のように規制されると考えられている⁶⁾。

第1章第3節で述べたように,逮捕した警察官が逮捕のなされた犯罪よりもより重大な犯罪について被疑者を尋問するつもりであるかまたはさらに尋問するつもりである場合に,尋問前かさらに尋問する前に,PACE37条によって予想されたようにより重大な犯罪について被疑者を告発するか,または少なくとも捜査の本当の性格に被疑者が気づくことを警察は確実に

しなければならない⁷⁾。それが1995年実務規範 C 10条 1 項の趣旨である。この要件が充足される場合にのみ,法的助言を利用するのかどうかについて,およびどのように尋問に答えるのかについて被疑者は有意義な判断をすることができる⁸⁾。被疑者は身柄拘束理由を知るであろうし,取調べられている際には嫌疑犯罪のレベルを少なくとも一般的な言い回しで知るであろうという仮定上にある。同じ事件から生じている重大さの異なるレベルの複数の犯罪で人を逮捕する理由が存在している場合に,比較的軽微な犯罪についてだけ逮捕と尋問をして,不利な返答がなされてから捜査はより重大な犯罪にも関係していることを明らかにすることは不法かつ不公正であり,PACE78条によって証拠排除される⁹⁾。

また第1章第1節,第2章第1節で述べたように、PACE31条にいう 「警察官は逮捕されると認める」というフレーズは , その者が他の 犯罪を犯したと疑う合理的な理由が存在することを意味する10)。PACE31 条は自由裁量を与えておらず111,もしも警察官が他の犯罪により逮捕され ると認めるのであれば逮捕しなければならない¹²⁾。他の犯罪で逮捕しなけ ればならない時点について、PACE31条は規定していない。留置時計は第 1の逮捕についての基準時から計られるので、この問題は留置の長さの点 からは限られた重要性しかないが、他の犯罪についての尋問および黙秘権 の告知の見地からは重要である¹³⁾。PACE31条によって逮捕される際に、 被逮捕者はPACE28条の下で逮捕する旨および逮捕理由を告知されなけれ ばならない¹⁴⁾。1984年実務規範C10条3項(後の1991年実務規範C10条3 項,1995年実務規範C10条3項)は黙秘権の告知が逮捕された者になされ ることを規定しているが、これには PACE31条の規定する他の犯罪による 逮捕も含まれる¹⁵⁾。関連しない事件について被疑者が尋問されていること にソリシターが気がつく場合があるが、警察は他の犯罪について被疑者を 再び逮捕し黙秘権を告知しない限り、他の関連しない事件について被疑者 を留置したり尋問したりできない160。第2章第9節で述べたように, PACE31条に違反して獲得された自白は, PACE76条2項(a)によって証拠

排除される可能性があった17)。

そして第1章第4節2,第2章第4節,第5節で述べたように,1991年に実務規範Cが改正される以前において,他の犯罪すべてについて取調べを含む捜査を終えるまで告発を差し控えることができるということは誤りであった。PACE37条7項によって,十分な証拠があれば告発しなければならなかった。そしていったん告発されると,PACE42条,43条および44条は使えない。第2章第6節3で述べたように,告発前に尋問することに対して制限が増えていた 18)。警察に開かれたコースは,告発後においてさらに身柄拘束中の被疑者を尋問することであった 19)。そして,PACE48条によって改正された 18 0の年治安判事裁判所法 19 1の表と考えられた 21 1の。また第2章第6節4で述べたように,告発後の尋問を禁じる 20 1の表との表と表えられた 21 1のまた第1章(後の 20 1の表と表えられた 21 1のまた第1章(後の 20 1の表と表えられた 21 1のまた。第1章を禁じる 20 1の表と表えられた 21 1の表と表えられた 21 1のまた。第1章を禁じる 20 1の表と表えられた 21 1のまた。第1章を禁じる 20 1の表と表えられた 21 1のまた。第1章を禁じる 20 1の表と表えられた 21 1のまた。第1章を禁じる 20 1の表と表表した犯罪について被疑者を尋問していないからである 22 1のように対した犯罪については尋問され得た 23 1の表とないからである 22 1のように対した犯罪については尋問され得た 23 1の表とないからである 22 1のように対した犯罪については尋問され得た 23 1の表とないからである 22 1の表とないからである 22 1のように対した犯罪については尋問され得た 23 2の表とないからである 22 1の表とないからである 22 1のまた。

しかしながら第2章第6節2,3で述べたように,1980年治安判事裁判所法128条8項(b)によって「必要性の原則」が適用され,他の犯罪について被疑者を尋問するのに留置する必要がもはやないのであれば治安判事裁判所の下に引致されなければならない²⁴⁾。「必要性の原則」が被疑者の身柄拘束時間を制限していることから,PACE48条が許す丸3日間にしばしば達しないということが言われていた²⁵⁾。そして治安判事裁判所は被疑者を保釈するか,よりありそうなことには拘置所やリマンド・センターに勾留するであろう。そして取調べを含む捜査が関係している犯罪が重大な逮捕可能犯罪でないのであれば,24時間以内に告発されるか治安判事裁判所の前に再び引致されるべきである²⁶⁾。また1980年治安判事裁判所法128条8項(d)によって,留置審査官はさらなる取調べを含む捜査のための留置の必要性がなおも存在しているのかを判断しなければならない²⁷⁾。そして警察勾留中の留置審査官は,警部以上の階級の警察官によるべきである²⁸⁾。

また警察勾留は,概して関係者の同意のある場合にだけなされる 29 。告発後にさらに取調べを含む捜査をする必要性というものは,裁判所が保釈を不許可にする理由となっていない 30 。また第1章第2節,第2章第6節4で述べたように,警察勾留中の者も,PACE の保障を受ける 31 。警察によって身柄拘束されている者が身柄拘束中に明らかとなった他の犯罪で逮捕されるという PACE31条の下での要請は,被疑者が身柄を拘束されている所轄地域か別の所轄地域において犯したかもしれない犯罪を解明するためにこの規定が使用されることを意味するであろう 32 。外界と遮断されない権利についての PACE56条や法的助言の権利についての PACE58条を利用する権利も与えられている 33 。

そして第1章第1節,第2章第8節1,4で述べたように,いったん何らかの犯罪で告発されると,たとえ捜査が他の重大な逮捕可能犯罪について継続しているにしても,1984年実務規範C附則B(後の1991年実務規範C附則B,1995年実務規範C附則B)によって身柄拘束されている被疑者はソリシターへのアクセスを許されなければならなかった³⁴⁾。立会いのソリシターなしに他の犯罪について取調べる目的で,1つの犯罪で人を告発することを遅らせることは不適当であった³⁵⁾。

また第2章第7節で述べたように、PACE システムの要は、被疑者の 留置に法定の責任を持つ留置管理官である。留置管理官による監督によっ て被疑者への捜査官のアクセスはコントロールされる。留置管理官は、 ホールディング・チャージの使用といった実務をコントロールすることに ついて重大な役割を果たしている³⁶⁾。しかしながら実際のところ、留置管 理官は被疑者を告発するように捜査官に圧力をかけがちであるが、告発後 において捜査官の望みにより便宜をはかっている³⁷⁾。

以上のような規制の枠組みに対して第2章第8節2で述べたように,すべての犯罪について被疑者を訴追するのに足る証拠があり,訴追が成功するのに足る証拠があり,かつ,その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと警察官が思料するようになるまで,複数の犯罪への関

与について嫌疑をかけた被疑者の留置管理官の前への引致を遅らせることを,1991年実務規範C16条1項(後の1995年実務規範C16条1項)は可能にしたのであった。

しかしこれは、被疑者がさらに述べることはないことを示すのであればその犯罪について尋問することを止めなければならないと規定する1991年実務規範 C 11条 4 項 (後の1995年実務規範 C 11条 4 項)を条件として規定されている³⁸⁾。「足る証拠」がそれぞれの犯罪について手中にある時点でその犯罪についての尋問は止められなければならないことを、これはさらに意味している³⁹⁾。したがって、犯罪 2 へと移行する前に犯罪 1 についての尋問を警察官は終えたということを、警察官は明らかにするべきである。もしも警察が「足る証拠」を持った後に尋問を継続する場合、1 つの取調べの中で複数の犯罪の間を区別し損なうことはパーツを不許容にし得たと弁護人は見るかもしれない⁴⁰⁾。

また第 2 章第 8 節 4 で述べたように,取調官が留置管理官への引致を遅らせるような場合には,告発するのに足る証拠が存在するので PACE37条 7 項の告発などの義務を遅らせることはできないと留置管理官を説得することで,ローヤーは取調べの終了を要求し得た。留置管理官が告発しないのであれば PACE37条 7 項によって釈放され,また告発する場合であっても PACE38条によって釈放される。またもしも取調べが終了するべき時点を過ぎるのであれば,自白は PACE76条か78条によって排除されると主張できる。さらに留置が PACE によって許されたものを逸脱するのであれば,不法拘禁となる可能性があった 41 。

その一方で,警察留置中に釈放したとしても他の犯罪により逮捕されると警察官が認めるときは被疑者をそれら犯罪で逮捕しなければならないと,PACE31条は規定している。そして第2章第3節でも述べたように,その場合の基準時は第1の犯罪での逮捕によって警察署に到着した時点であると,PACE41条4項は規定している⁴²⁾。そして第2章第2節でも述べたように,被疑者が逮捕された犯罪以外の犯罪について証拠を得るための留置

を、PACE37条は認めていない 43 。その一方で第 2 章第 8 節 4 で述べたように、被疑者が逮捕下にない犯罪についての尋問を、実務規範は特に禁止していない。しかしもしも被疑者が逮捕されていない犯罪について警察官が尋問を始めるのであれば、警察官は PACE31条によって被疑者を逮捕するつもりなのかをローヤーは尋ねるべきである。もしも逮捕されれば、その犯罪についての尋問は合法となる 44 。しかしながらもしも逮捕するつもりがないのであれば、恐らく被疑者によるその犯罪の犯行を疑う合理的な理由を警察官が持っていないということになろう。このような犯罪についての尋問には抵抗するべきであり、尋問に答えないように被疑者は助言されるべきである 45 。第 2 章第 8 節 3 で述べたように、1991年実務規範 C 16 条 1 項(後の1995年実務規範 C 16条 1 項)によって結果的に告発が差し控えられるためソリシターへのアクセスは遅らされる可能性があるが 46 、たとえ重大な逮捕可能犯罪であっても PACE58条 5 項 47 によって基準時後36時間以内にはソリシターとの相談を許されなければならない 48 。

こうして第2章第8節4で述べたように,すべての犯罪の訴追が成功するのに足る証拠ができるまで告発を遅らせることが許されている一方で,長期の遅延を許さないかもしれない留置時間への注意が必要であった。もしも延長が許されないのであれば,「足る証拠」の存在する犯罪で被疑者は告発されるべきであり,そして残りの犯罪について捜査を継続するためにPACE48条の警察勾留が請求されるべきである⁴⁹⁾。告発されると被疑者はソリシターへのアクセスを許される。

以上で述べてきたように、1991年の実務規範 C の改正によって告発やソリシターへのアクセスを遅らせるといった告発前における捜査官の便宜が増えたにもかかわらず、逮捕時の告知についての PACE28条、他の犯罪による逮捕についての PACE31条、告発前の留置管理官の義務についての PACE37条、告発後の留置管理官の義務についての PACE38条、告発までの留置時間の制限についての PACE41条、留置の継続の許可についての PACE42条、留置の延長を許可する令状についての PACE43条、留置継続

令状の留置時間の延長についての PACE44条,警察勾留についての PACE48条,逮捕の通知をさせる権利についての PACE56条,法的助言を 受ける権利についての PACE58条,自白についての PACE76条,不公正の 証拠の排除についての PACE78条,黙秘権の告知についての実務規範 C 10条,取調べについての実務規範 C 11条,被留置者の告発についての1984年 実務規範 C 17条(後の1991年実務規範 C 16条,1995年実務規範 C 16条),逮捕の告知または法的助言へのアクセスを認めるのを遅滞した場合についての実務規範 C 附則 B といった条項が連係して作用することで,より重大な犯罪についての「取調べ」を目的としたホールディング・チャージは規制されている。そうして主に PACE31条,37条 2 項,41条 4 項,48条によってより重大な犯罪についての「取調べ」を目的としたホールディング・チャージが規制されるという,PACE 施行当初に考えられていた規制の大枠には変更はなかった。ただし個々の条項の解釈において,一部要件を緩和する傾向は見られた500。

日本における別件逮捕・勾留問題について比較法研究を行い,抑制に有効な教訓を得ようということが私の研究目的であった。そして日本の別件逮捕・勾留に相当するイギリスの捜査方法として,ホールディング・チャージが存在することが判明した。ただしこのホールディング・チャージという捜査方法は,日本の別件逮捕・勾留が意味するものよりも広いものである。しかしながらホールディング・チャージの中でも特に問題となるのは,比較的軽微な罪状で逮捕し警察による身柄拘束中により重大な犯罪について「取調べ」をするものである。そしてホールディング・チャージのその局面については,PACEによる規制が成功しているように思われる。さらにそこでは,PACE以前から続いてきた議論が活かされていることが分かった。

これまで述べてきたような PACE によるホールディング・チャージへ の抑制システムは,日本の違法な別件逮捕・勾留を抑制するシステムを考 案するにあたっても大いに参考になると思われる。その具体的な検討が必

要であると思われるが、それについては別の機会に検討することとしたい。

- 1) 参照, Sunny Cheung Man Kwan「香港における逮捕手続の比較法的検討」岡山大学大学院文化科学研究科紀要13号134-133頁(2002年)。
- R. v. Chalkley, R. v. Jeffries [1998]
 All E. R. 155, at 176-177. 参照, Id. at 156; Peter Murphy (ED.), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE, 9th ed., 1999, at 927; 10th ed., 2000, at 947; 11th ed., 2001, at 966; 12th ed., 2002, at 958.
- 3) R. v. Chalkley, R. v. Jeffries, id. at 159-161.
- 4) Murphy (ED.), supra note 2, at 927; at 947; at 966; at 958.
- Fraser Sampson, Blackstone's POLICE MANUAL GENERAL POLICE DUTIES HUMAN RIGHTS EDITION 2001, 3rd ed., 2000, at 107.
- 6) 規制状況などについては,参照,拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程 期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学278号1126-1153頁(2001年)。
- 7) 参照, Chris Lethem, POLICE DETENTION, 1991, at 62; 2nd ed., 1998, at 129.
- 8) 被疑者が1つの犯罪で逮捕下にあるが他の犯罪について彼を逮捕するのに足る証拠がない場合に,黙秘権が告知され,かつ立会いのソリシターを持つ権利について助言されるのであれば,第2の犯罪について被疑者は尋問され得た(R. v. Mason and Stephens C. A. (Unreported) Case no. 90/398/Y4. 参照, Michael Zander, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 3rd ed., 1995, at 78)。
- 9) R. v. Kirk [2000] 1 Cr. App. R. 400, at 406-407. 参照, P. J. Richardson (ED.), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 2001, at 1418-1419, 1525; 2002, at 1387, 1464-1465.
- Vaughan Bevan and Ken Lidstone, A Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 163-164.
- Christopher L. Ryan and Katherine S. Williams, POLICE DISCRETION, PUBLIC LAW, 1986, at 287.
- 12) T. C. Walters and M. A. O'Connell, A Guide to THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, 1985, at 45-46; Hargreaves and Levenson, A practitioner's guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984, 1985, at 83.
- 13) Hargreaves and Levenson, id. at 83.
- 14) Id. at 82.
- 15) L. H. Leigh, Police Powers in England and Wales, 2nd ed., 1985, at 131.
- 16) Lethem, supra note 7, at 47; at 74. 参照, R. v. Davison [1988] Crim. L. R. 442.
- 17) R. v. Davison, id. at 444; D. J. Birch, R. v. Davison, Commentary. [1988] Crim. L. R. 444, at 444-445; Zander, supra note 8, 2nd ed., 1990, at 191; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 551-552. 参照, Di Birch, The Pace Hots Up: Confessions and Confusions Under the 1984 Act [1989] Crim. L. R. 95, at 102.
- 18) David Brown, Investigating Burglary: The Effects of PACE (HOME OFFICE

立命館法学 2002 年 4 号 (284号)

RESEARCH STUDY NO. 123), 1991, at 28-30.

- 19) Id. at 28, 84.
- Bevan and Lidstone, supra note 10, at 203-204, 208; R. v. Feltham Magistrates' Court ex parte Cook, Queen's Bench Division (Crown Office List), CO/409/86, 10 May 1988 (LEXIS).
- 21) Brown, supra note 18, at 76.
- 22) Martin Iller and George Goodwin, Criminal Litigation, 1985, at 72.
- David J. Feldman, England and Wales, Craig M. Bradley (ED.), Criminal Procedure A Worldwide Study, 1999, at 112.
- 24) Zander, supra note 8, 1985, at 61; 2nd ed., 1990, at 90; 1995, at 105.
- 25) Brown, supra note 18, at 43-44; David Brown, PACE ten years on: a review of the research (Home Office Research Study 155), 1997, at 68. 参照, Neil Corre and David Wolchover, Bail in Criminal Proceedings, 1999, at 174.
- 26) Christopher J. Emmins, A Practical Approach to Criminal Procedure, 3rd ed., 1985, at 418; 4th ed., 1988, at 442; John Sprack, Emmins on Criminal Procedure, 6th ed., 1995, at 447; 8th ed., 2000, at 103.
- 27) Bevan and Lidstone, supra note 10, at 221; Ken Lidstone and Clare Palmer, Bevan and Lidstone's The Investigation of Crime A Guide to Police Powers, 2nd ed., 1996, at 385-386.
- 28) Zander, supra note 8, at 105.
- 29) しかし参照, R. v. Feltham Magistrates' Court ex parte Cook, supra note 20.
- Howard Levenson and Fiona Fairweather, Police Powers: a practitioner's guide, 2nd ed., 1990, at 130.
- 31) Iller and Goodwin, supra note 22, at 73.
- 32) Bevan and Lidstone, supra note 10, at 221. 参照, Re Sherman and Apps (1980) 72 Cr. App. R. 266.
- 33) Iller and Goodwin, supra note 22, at 73; R. v. Chief Constable of South Wales and another, Ex parte Merrick [1994] 1 W. L. R. 663, at 674.
- 34) R. v. Samuel [1988] 1 Q. B. 615, at 615-616.
- 35) David Feldman, Regulating Treatment of Suspects in Police Stations: Judicial Interpretation of Detention Provisions in the Police and Criminal Evidence Act 1984 [1990] Crim. L. R. 452, at 466-467. 参照, R. v. Samuel, id. at 623-624; R. v. Davison, supra note 16.
- 36) A. K. Bottomley, C. A. Coleman, D. Dixon, M. Gill and D. Wall, The Impact of PACE: Policing in a Northern Force, 1991, at 95-96; Richard Clayton and Hugh Tomlinson, Civil Actions Against the Police, 1992, at 193; David Dixon, Law in Policing: Legal Regulation and Police Practices, 1997, at 148. 参照, Brown, supra note 25, at 68.
- 37) Bottomley, Coleman, Dixon, Gill and Wall, id. at 116-117.
- 38) THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE REPORT (Cm 2263), 1993, ch. 2, para. 39.
- David Brown, Tom Ellis and Karen Larcombe, Changing the Code: Police detention under the revised PACE codes of practice (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO.129), 1992, at

イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて(和田)

7

- 40) Lethem, supra note 7, 1998, at 132.
- 41) Ed Cape, Defending suspects at police stations, 2nd ed., 1995, at 235-236, 281-282.
- 42) Bevan and Lidstone, supra note 10, at 199-201; Lidstone and Palmer, supra note 27, at 338; Wheeldon v. Wheeldon [1998] 1 F. L. R. 463, at 467-468.
- 43) L. H. Leigh, DETENTION AND QUESTIONING, PUBLIC LAW, 1985, at 415; Leigh, supra note 15, at 51, 103-104; Lethem, supra note 7, at 62; at 129; Murphy (ED.), supra note 2, 3rd ed., 1993, at 866-867; 4th ed., 1994, at 876-877; 5th ed., 1995, at 892; 6th ed., 1996, at 892; 7th ed., 1997, at 902-903; 1999, at 944; 2000, at 964-965; 2001, at 984; 2002, at 976; Dixon, supra note 36, at 148; Ed Cape, Detention Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean? [1999] Crim. L. R. 874, at 875; Ed Cape, Sufficient evidence to charge?, NEW LAW JOURNAL, August 6, 1999, at 1230.
- Ed Cape, Police interrogation and interruption, NEW LAW JOURNAL, January 28, 1994, at 120.
- 45) Mike McConville and Jacqueline Hodgson, THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE Custodial Legal Advice and the Right to Silence (Research Study No. 16), 1993, at 187; Cape, id. at 120.
- 46) Zander, supra note 8, 2nd ed., 1990, at 76, 117; 1995, at 88.
- 47) 「PACE58条5項 いかなる場合でも被留置者には,41条2項の基準時から36時間以内 にソリシターと相談することを許さなければならない,(1984 c.60, at 2792 l.
 - 参照,法務大臣官房司法法制調査部編(三井誠 = 井上正仁訳)・イギリス警察・刑事証拠法/イギリス犯罪訴追法65頁(1988年)。
- 48) 参照, 岡田悦典「被疑者刑事弁護に関する一試論(2)」行政社会論集11巻2号44-45頁 (1998年)(被疑者弁護権の研究(2001年)所収)。
- 49) Lidstone and Palmer, supra note 27, at 338.
- 50) 参照,ベイリー事件判決,オニ事件判決,ポール事件判決など。